

短答式試験問題集 [公法系科目]

[公法系科目]

〔第1問〕(配点：2)

諸種の憲法概念に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。(解答欄は、[No. 1])

ア. 憲法概念は、その存在様式によって区分することができる。憲法という法形式をとって存在している法を「形式的意味の憲法」と呼び、法形式にかかわらず国家の組織や作用に関する基本的な規範を「実質的意味の憲法」と呼ぶ。後者の概念からすれば、国会法や公職選挙法の一部の規定は憲法法源としての意味を持つことになる。

イ. 形式的意味の憲法の効力は他の法規範よりも優越する。今日多くの国では、この優越性を現実には保障するため裁判所による違憲審査制を採用しているが、法令の合憲性について議会が最終的に判断するという制度が憲法の形式的優位性と矛盾するとはいえない。

ウ. 憲法の内容に着目すると、「固有の意味の憲法」と「立憲の意味の憲法」を区別することができる。「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法を持つものではない」という1789年のフランス人権宣言の有名な一節は、前者の趣旨を示したものである。

エ. 形式的意味の憲法にはいかなる内容を盛り込むことも可能であるが、歴史的には立憲主義の成文化を求める動きが憲法典の普及を促進した。日本国憲法はこの経緯を踏まえ、憲法の形式的優位性の実質的根拠を示すため、第10章「最高法規」中に公務員の憲法尊重擁護義務を定める第99条を置いている。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

〔第2問〕(配点：3)

公務員の政治活動に対する制約に関する次のアからウまでの各記述について、猿払事件判決(最高裁判所昭和49年11月6日大法廷判決、刑集28巻9号393頁)に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No. 2]から[No. 4])

ア. 国家公務員の政治的中立性を損うおそれのある政治的行為を禁止することは、強い政治性を有する意見表明そのものを制約する規制であるが、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼の確保という国民全体の共同利益のためであれば、特定の内容の表現を禁止することも許される。[No. 2]

イ. 国家公務員法第102条第1項は国家公務員に禁止される政治的行為の具体的定めを広く人事院規則に委任しているが、一般に公務員の政治的中立性を損うおそれのある政治的行為を禁じることは許されるのであり、同条同項はそのような行動類型の定めを委任するものであって、委任の限界を超えることにはならない。[No. 3]

ウ. 国家公務員の具体的な政治的行為を処罰することの合憲性判断に当たっては、当該公務員の職務内容や問題となる行為の内容などを総合的に考慮すべきである。例えば機械的労務の提供を職務とする者の政治的行為により公務員の政治的中立性が害されるおそれは小さいが、他方、行われた行為が選挙に際しての特定政党への支援活動という政治的偏向の強いものであれば、結局処罰は合憲と判断される。[No. 4]

〔第3問〕（配点：3）

「公共の福祉」に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.5〕から〔No.7〕）

- ア. 憲法第13条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、すべての人権を制約する一般的な原理であり、憲法第22条、第29条が特に「公共の福祉」を掲げたのは、特別な意味を有しないという見解がある。しかし、このような見解では、「公共の福祉」が極めて抽象的な概念であるだけに、人権制限が容易に肯定されるおそれが生じ、ひいては「公共の福祉」が明治憲法の法律の留保のような機能を実質的に果たすおそれがある。〔No.5〕
- イ. 「公共の福祉」によって制約される人権は経済的自由権と社会権に限られ、その他の権利・自由には内在的制約が存在するにとどまり、憲法第13条は公共の福祉に反しない限り個人に権利・自由を尊重しなければならないという、言わば国家の心構えを表明したものであるという見解がある。しかし、このように同条の法規範性を否定する見解は、プライバシー権などの「新しい人権」を憲法上の人権として基礎付ける根拠を失わせる。〔No.6〕
- ウ. すべての人権に論理必然的に内在する「公共の福祉」は、人権相互間に生じる矛盾・衝突の調節を図るための実質的公平の原理であり、例えば、社会権を実質的に保障するために自由権を制約する場合には必要な限度の規制が認められるという見解がある。しかし、この見解では、憲法第22条、第29条の「公共の福祉」が、結局、国の経済的・社会的政策という意味でとらえられることになり、広汎な裁量論の下で経済的自由権と社会権の保障が不十分になるおそれがある。〔No.7〕

〔第4問〕（配点：2）

次のアからウまでの各記述について、団体の自律性と構成員の思想の自由に関する最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.8〕）

- ア. どの政党又は候補者を支持するかは投票の自由と表裏をなすべきものであり、組合員各自が自主的に決定すべき事柄である。しかし、労働組合には脱退の自由があるので、労働組合が総選挙に際し特定の政党の立候補者を支援する資金のための臨時組合費の負担を組合員に強制することは、許される。
- イ. 政治資金規正法上の政治団体に寄附するか否かは選挙における投票の自由と表裏をなし、会員各人が個人的な政治思想等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。会員に脱退の自由のない強制加入団体である税理士会が、上記の寄附のために特別会費の納入を会員に強制することは、許されない。
- ウ. 大震災で被災した他県の司法書士会へ復興支援拠出金寄附のための負担金の徴収は、司法書士会の目的の範囲を逸脱するものではない。司法書士会が強制加入団体であることを考慮しても、本件会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく、会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第5問】（配点：3）

次の文章は、街路樹への広告物掲出を禁止する県条例の違憲審査の基準について論じたものである。次のアからウまでの各記述につき、この見解に対する批判となり得る場合には1を、批判となり得ない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.9】から【No.11】）

「この県条例の目的とするところは、美観風致の維持と公衆への危害の防止であって、表現の内容はその関知するところではなく、広告物が政治的表現であると、営利的表現であると、その他いかなる表現であるとを問わず、その目的からみて規制を必要とする場合に、一定の抑制を加えるものである。もし本条例が思想や政治的な意見情報の伝達に係る表現の内容を主たる規制対象とするものであれば、憲法上厳格な基準によって審査されるが、本条例は、表現の内容と全くかかわりなしに、美観風致の維持等の目的から屋外広告物の掲出の場所や方法について一律に規制しているものである。この場合に、表現の内容を主たる規制対象とする場合と同じように厳格な基準を適用することは、必ずしも相当ではない。」

- ア. 表現の時、場所、方法について規制することによって實際上特定の内容を持つ表現だけを規制するような場合でも、緩やかな審査基準が適用されることになる。【No.9】
- イ. 表現の時、場所、方法について一律に規制する場合は、表現内容に対する規制の場合と比較して、規制者による恣意的な表現抑圧の危険が相対的に低いはずである。【No.10】
- ウ. 表現者にとって、特定の時、場所、方法で表現することと表現の内容とが同程度に重要である場合が少なくないことを見過ごしている。【No.11】

【第6問】（配点：2）

宗教法人法に基づくオウム真理教に対する裁判所の解散命令は、憲法第20条第1項に違反しないとした最高裁判所の決定（最高裁判所平成8年1月30日第一小法廷決定、民集50巻1号199頁）に関する次のアからエまでの各記述について、正しいもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.12】）

- ア. この決定は、解散命令の制度は専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではないとした。
 - イ. この決定は、解散命令の制度は信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのであるから、信者の宗教上の行為に何らの支障も生じさせるものではないとした。
 - ウ. この決定は、当該宗教法人に対する解散命令は、宗教法人法第81条の規定に基づき、裁判所の司法審査によって発せられたものであるから、その手続の適正も担保されているとした。
 - エ. この決定は、宗教上の行為の自由は、内心における信仰の自由が最大限尊重されるべきものであるのとは異なって、公共の福祉の観点からする合理的な制約に服するべきものであるとした。
1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

【第7問】（配点：3）

生存権の法的性格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.13】から【No.15】）

- ア. プログラム規定説によれば、憲法第25条第1項は、国民の生存を確保すべき政治的・道義的義務を国に課したにとどまり、個々の国民に対して権利を保障したものではない。しかし、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための受給請求権が生活保護法などの法律で定めら

れば、その受給請求権は憲法上の権利として認められる。[No.13]

イ. 抽象的権利説によれば、憲法第25条第1項は、国に立法や予算を通じて生存権を実現すべき法的義務を課している。しかし、当該条文を直接の根拠にして「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を請求する権利まで保障するものではなく、その請求権は、生存権を具体化する法律によって初めて具体的な権利となる。[No.14]

ウ. 具体的権利説を言葉どおりにとらえれば、憲法第25条第1項は、それを直接の根拠にして「健康で文化的な最低限度の生活」を確保するための具体的請求権を保障する規定ということになりそうである。しかし、具体的権利説といわれている見解は、必ずしも憲法のみを根拠に裁判所に具体的な給付請求ができるということまで主張するものではない。[No.15]

〔第8問〕 (配点：3)

学校教育に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.16] から [No.18])

ア. 国は、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容について決定する権能を有し、教育の目的を遂行するに必要な諸条件を整備確立するため、教育の内容や方法について遵守すべき基準を設定できる。しかし、それは、教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なものにとどめられるべきである。[No.16]

イ. 高等学校教育においても、国は、教育の内容及び方法について遵守すべき基準を定立する必要があるが、教科書を使用しなければならないとする学校教育法の規定は、高等学校については訓示規定と解される。なぜなら、高等学校においては、生徒の側に学校を選択する余地や教育内容を批判する能力が相当程度あり、教育の具体的な内容や方法については、教師の裁量も尊重する必要があるからである。[No.17]

ウ. 憲法第26条第2項後段の義務教育の無償の規定は、直接には、普通教育の対価を徴収しないこと、すなわち、授業料の不徴収を定める趣旨である。ただし、教科書、学用品等の授業料以外の費用については、国の財政等の事情を考慮して立法により無償と定められた場合に、その限度で、同項の義務教育の無償の内容となる。[No.18]

〔第9問〕 (配点：3)

人身の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.19] から [No.21])

ア. 迅速な裁判を一般的に保障する憲法第37条第1項は、それ自体が裁判規範性を有するものではないので、現実にこの保障に明らかに反し、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる事態が生じた場合には、これに対処すべき法律上の規定があるときに限ってその審理を打ち切ることができる。[No.19]

イ. 道路交通法上の警察官の呼気検査は、飲酒運転を防止するために運転者から呼気を採取してアルコール保有の程度を調査するものであって、その者から供述を得ようとするものではないから、これを拒んだ者を処罰する旨の規定は、憲法第38条第1項に違反しない。[No.20]

ウ. 憲法第39条前段は、何人も、実行の時に適法であった行為については刑事上の責任を問われない旨を規定しているが、行為の時に最高裁判所の判例が示していた法解釈に従えば無罪となるべき行為を処罰することは、同規定に違反するものではない。[No.21]

【第10問】（配点：3）

憲法第40条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.22] から [No.24]）

- ア. 抑留又は拘禁の上、起訴された者が無罪となった場合、刑事補償に加えて国家賠償も請求することができるが、後者が公務員の故意・過失を要件とするのに対して、前者はそれらを要件としない。[No.22]
- イ. 最高裁判所の判例によれば、抑留又は拘禁の理由となった被疑事実が不起訴となった場合には、憲法第40条の補償問題は生じないが、実質上は無罪となった事実についての抑留又は拘禁と認められるものがあるときは、その部分は刑事補償の対象となり得る。[No.23]
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、刑事訴訟法上の手続における無罪の確定裁判に限らず、少年審判手続における不処分決定事件でも、非行事実が認められないことを理由とする不処分決定である場合には、憲法第40条の「無罪の裁判」に含まれる。[No.24]

【第11問】（配点：3）

国民の義務に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.25] から [No.27]）

- ア. 大日本帝国憲法と異なり、国民主権と基本的人権の保障を旨とする日本国憲法において課される国民の義務は、国家への全面的な服従義務を意味するものではなく、憲法の基本原理と調和する限りにおいて認められるものである。[No.25]
- イ. 憲法が国民に職業選択の自由と財産権を保障するとともに、その意に反する苦役を禁止している以上、勤労の義務を規定した憲法第27条第1項は、道徳的・精神的な規定にすぎず、これに法的意味を認めることはできない。[No.26]
- ウ. 憲法第30条は国民の納税義務を定めているが、国際法や条約に基づいて免除される場合を除き、法律の定めるところにより、我が国に居住する外国籍の者から徴税することは違憲ではない。[No.27]

【第12問】（配点：3）

国民主権の観念における権力性の契機と正当性の契機に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ理論的に成立するものには1を、成立し難いものには2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.28] から [No.30]）

- ア. 国民主権の観念は、本来、君主主権との対抗関係の下で生成し、主張されてきたものである。このような経緯を踏まえると、国民主権の担い手は、抽象的なものではないし、特別の資格を持った君主でもないことになる。[No.28]
- イ. 主権の権力性の契機において、主権の主体である国民は有権者（選挙権者の総体）を指す。しかし、国民を有権者ととらえることは、必ずしも憲法が直接民主主義を採用しているという結論を帰結するわけではない。[No.29]
- ウ. 主権の正当性の契機において、主権の主体である国民は全国民（国籍保持者の総体）を指す。国民を全国民ととらえると、国民主権の原理は、命令的委任に拘束された国民代表制を要請することになる。[No.30]

【第13問】（配点：2）

次のアからウまでの各記述について、政党に関する最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.31]）

- ア. 憲法は政党につき明文で規定していないが、政党は国民の政治意思を国政に実現させる最も

有効な媒体であり、議会制民主主義は政党を無視してはその円滑な運用を期待することはできない。したがって、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素といえる。

イ. 国民には、政党を結成し、政党に加入し、若しくは政党を脱退する自由が保障されている。他方、政党は、政治上の信条や意見を共通にするものが任意に結成する団体であるから、黨員に対して政治的忠誠を要求し、一定の統制を施すことができる。

ウ. 法律上の権利義務関係をめぐる争訟であっても、政党の除名処分の有効性が紛争の前提問題となっている場合には、宗教上の教義や信仰の対象に関する価値判断が前提問題となっている場合と同様、裁判所の審査権は及ばない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第14問】(配点：2)

天皇の国事行為に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.32])

ア. 天皇は内閣の指名に基づいて最高裁判所長官を任命するが、内閣は、最高裁判所長官の指名及びその任命に関する助言と承認を1回の閣議で行うことはできない。

イ. 天皇は国会を召集するが、内閣の助言と承認が国事行為の実質的決定権を含むという立場からすると、憲法第7条の規定により内閣が召集に関する決定権を有することになる。

ウ. 天皇は栄典を授与するが、憲法は、恩赦の認証と異なり、栄典の授与自体が天皇の国事行為であるとしており、栄典の授与の認証を国事行為とはしていない。

エ. 天皇は国会の開会式に参列するが、その際の「おことば」は天皇の象徴としての行為であるとする立場からすると、「おことば」について内閣の補佐は不要である。

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. アとイ | 2. アとウ | 3. アとエ | 4. イとウ | 5. イとエ | 6. ウとエ |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

【第15問】(配点：2)

国政調査権に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.33])

ア. ある刑事事件の係属中に、当該事件で審理されている事実と同一の事実について調査することは、それが立法目的又は行政監督目的で行われるものであっても許されない。

イ. ある罪に関する法改正の要否に関連して、犯罪捜査や公訴提起の状況等、その罪についての検察権の一般的な運用状況について調査することは許される。

ウ. 特定の個人の犯罪行為を発見し、これを処罰するのに必要な証拠を収集するためだけに国政調査権を行使することは、たとえその個人が現職の国会議員であったとしても許されない。

エ. 団体の規制に関する法改正の要否に関連して、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づき証人として出頭したある団体の代表者は、その個人的な信条を明らかにするよう尋問された場合でも、証言を拒むことは許されない。

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. アとイ | 2. アとウ | 3. アとエ | 4. イとウ | 5. イとエ | 6. ウとエ |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

【第16問】（配点：2）

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.34]）

ア．議院内閣制に関する責任本質説は、内閣の国会に対する連帯責任、衆議院の内閣不信任決議権、内閣の衆議院解散権を、議院内閣制の必須の要素としている。

イ．内閣は憲法第73条第1号により法律を誠実に執行する義務を負うが、他方、憲法第99条により憲法尊重擁護義務をも負うので、内閣が違憲と解する法律が成立した場合には、一時的であれば、その執行を停止することができる。

ウ．内閣総理大臣は国务大臣の任免権、国务大臣の訴追に対する同意権及び予算の作成・提出権を有するが、これらはすべて内閣総理大臣の専権事項であるので、閣議にかけて決定する必要はない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第17問】（配点：2）

司法権に関する次のアからエまでの各記述について、正しいもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.35]）

ア．憲法第76条第1項に規定される「司法権」については、民事及び刑事事件の裁判権を指し、性質上本来行政権の作用に属する行政裁判は、法律上特に定める権限として裁判所の権限とされたものである。

イ．憲法第76条第3項は、裁判官は「この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定しているが、ここにいう「法律」には、国会によって制定される法律はもとより、政令や条例も含まれる。

ウ．司法権独立の原則の一内容として、司法権が立法権及び行政権から独立して自主的に活動することがあるが、これを担保するものとして、例えば、憲法第77条の最高裁判所の規則制定権や、憲法第80条の最高裁判所による下級裁判所裁判官の指名権が定められている。

エ．憲法第81条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定しているが、最高裁判所の判例によれば、仮にこの規定がないとすると、最高裁判所に違憲立法審査権を認める余地はない。

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. アとイ | 2. アとウ | 3. アとエ | 4. イとウ | 5. イとエ | 6. ウとエ |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

【第18問】（配点：2）

予算及び決算に関する次のアからエまでの各記述について、正しいもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.36]）

ア．一会計年度の期間については憲法上明文の規定はないが、国会の常会が毎年召集すべきこととされており、また、決算について毎年会計検査院が検査することとされていることから、憲法は会計年度を1年とすることを予定していると考えられる。

イ．予算は、一会計年度における国の財政行為の準則であり、政府の行為を規律する法規範であるから、国の歳入が歳入予算に定められた金額を超えると見込まれる場合には、内閣は、補正予算を作成・提出し、国会の承認を得た上で徴収することになる。

ウ．国の収入支出の決算は、次の年度に国会に提出され、審査がなされるが、既になされた支出が適正であったかどうかの事後審査であるから、国会が修正を加えることはできず、また、不承認の議決がなされても、既になされた収入支出に何ら影響を及ぼさない。

エ. 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならないが、国会に対しては、毎会計年度予算及び決算を提出しているから、この報告に関しては、成立した予算及び決算を国民に対して報告すれば足りる。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

【第19問】（配点：3）

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.37] から [No.39]）

ア. 憲法第9 2条は地方公共団体の組織及び運営に関する事項については法律でこれを定めることとしているから、法律で地方公共団体そのものを廃止することは許されないが、地方議会を諮問機関とすることは必ずしも違憲ということとはできない。[No.37]

イ. 憲法第9 3条第2項は地方公共団体の長、議会の議員を住民が直接選挙することを定めているにとどまり、地方自治法に定める議会の解散請求や議員、長の解職請求の制度それ自体は憲法上の要請ということとはできない。[No.38]

ウ. 憲法第9 4条は地方公共団体の条例制定権を定めており、地方公共団体は、広義の自治事務に該当する事務であれば、条例により住民の基本的な人権に制約を課することも許されるのであって、このこと自体を直ちに違憲ということとはできない。[No.39]

【第20問】（配点：2）

憲法改正の限界については、理論上限界があるという立場（限界説）と限界がないという立場（無限界説）があるが、次のアからエまでの各記述のうち、限界説からの記述二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.40]）

ア. 憲法制定時の規範・価値によって将来の世代を拘束するのは不当である。

イ. 憲法の妥当性の根拠は、基本的人権の保障を含む根本規範である。

ウ. 憲法規範には実定化された自然法規範が含まれており、それは実定化されても自然法規範としての性質を失わない。

エ. 憲法規範中に価値序列や階層性を認めることはできない。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

〔第21問〕（配点：2）

国家賠償法第1条第1項の違法性に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.41〕）

ア. 規制権限の不行使は、当該権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、違法となるものと解するのが相当である。

イ. 警察官が、交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が身体等に重大な損害を被った場合、当該追跡行為は、上記第三者との関係では違法な職務執行といわざるを得ない。

ウ. 税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法第1条第1項にいう違法があったとの評価を受けるものではない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第22問〕（配点：3）

損失補償に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.42〕から〔No.45〕）

ア. 収用委員会の裁決のうち損失の補償に不服がある被収用者は、起業者を被告として、正当な補償額と裁決に定められていた補償額との差額の給付を求める訴えを提起するとともに、収用委員会を被告として、裁決の取消しを求める訴えを提起することが必要である。〔No.42〕

イ. 土地収用法が補償を義務付けている「通常受ける損失」（同法第88条）とは、客観的社会的にみて収用にに基づき被収用者が当然に受けるであろうと考えられる経済的・財産的な損失をいうと解するのが相当であるから、経済的価値でない特殊な価値については補償の対象とはならない。〔No.43〕

（参照条文）土地収用法

第88条 第71条、第72条、第74条、第75条、第77条、第80条及び第80条の2に規定する損失の補償の外、離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することに因つて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

ウ. 行政財産たる土地につき使用許可によって与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途又は目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅すべきものであり、また、権利自体にこのような制約が内在しているものとして付与されているものとみるのが相当であるから、上記の必要が生じたことを理由として許可を撤回する場合、補償が必要となることはない。〔No.44〕

エ. 土地収用法による補償金額は「相当な価格」（同法第71条）等の不確定概念をもって定められているので、補償の範囲及びその額の決定については、収用委員会の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。〔No.45〕

（参照条文）土地収用法

第71条 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

【第23問】（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.46] から [No.49]）

ア．行政は、国民の代表によって作られた法律に従って行われなければならないのが原則であるが、行政上の法律関係においても、慣習法の適用が排除されるわけではない。[No.46]

イ．最高裁判所の判例によれば、民事上の法律関係を規律する原理として生まれた信義誠実の原則は、租税法律主義が妥当する租税法律関係については適用されないと解されている。[No.47]

ウ．国家における行政組織のうち、少なくともその基本構造については、国会が定めるべきものと解されている。[No.48]

エ．最高裁判所の判例によれば、職員が通達を違法と考えた場合、その通達に沿った上司の命令に服従すべき義務はなく、服従拒否を理由とする懲戒処分は違法になると解されている。[No.49]

【第24問】（配点：3）

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.50】から【No.53】）

ア. 出入国管理及び難民認定法第26条第1項が外国人の再入国許可に関して許可の判断基準を特に規定していないのは、再入国の許否の判断を法務大臣の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広範なものとする趣旨であると解されている。【No.50】

（参照条文）**出入国管理及び難民認定法**

第26条 法務大臣は、本邦に在留する外国人（中略）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。
2～7 （略）

イ. 国家公務員法第82条第1項の定める懲戒処分について懲戒権者に裁量が認められる理由の一つは、懲戒処分の決定に当たっては、公務員の非行の原因、動機、性質等のほか、当該公務員の行為の前後における態度、処分歴、選択する処分が他の公務員や社会に及ぼす影響など、諸般の事情が総合的に考慮される必要がある、こうした判断は平素から庁内事情に通じ、部下職員の指揮監督に当たる者に任せるのでなければ適切な結果を期待できないことにある。【No.51】

（参照条文）**国家公務員法**

第82条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。
一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
2 （略）

ウ. 違法建築物に対する除却を命ずる権限の行使を求めて隣地所有者が義務付け訴訟を提起する場合、権限行使の不作为の違法確認訴訟を併合提起した上で、当該権限を行使しないことが裁量権の範囲を超え、又は濫用になることを主張しなければならない。【No.52】

（参照条文）**建築基準法**

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
2～15 （略）

エ. 地方公務員法第28条第1項に基づく分限処分には、降任と免職とがあるが、両者は、職に必要な適格性を判断するという点において共通するので、降任の場合と免職の場合とで裁量的判断を加える余地に差異はない。[No.53]

(参照条文) 地方公務員法

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2～4 (略)

〔第25問〕(配点：2)

行政指導に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているものの個数を、後記1から5までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.54])

ア. 最高裁判所の判例によれば、建築確認申請に係る行政指導の相手方が確認処分を留保されたままでの行政指導には応じられないとの意思を真摯かつ明確に表明して建築確認申請に直ちに応答すべきことを求めた場合には、それ以後の確認処分の留保は原則として違法の評価を受ける。

イ. 最高裁判所の判例によれば、ある行政機関の行為が、これを規定する法律において相手方が任意に従うことを期待してされる行政指導として定められている場合には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解されることはない。

ウ. 行政指導は、多様な行政需要に臨機に対応するためにされる事実的行為であるから、条理上も、行政機関に行政指導についての作為義務が生ずることはない。

エ. 行政指導は、相手方の任意の協力を求めるものであるから、法律に根拠がなく、かつ、その行政機関の任務又は所掌事務の範囲を超えるものであっても、その行政機関が行政サービスの目的で行うものである限り、行うことが許される。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 0個

〔第26問〕（配点：2）

通達に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

（解答欄は、〔No.55〕）

ア．国家行政組織法第14条第2項は、「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」と定めているが、これは通達発令権限を有する行政機関を限定する趣旨ではないから、局長や部長といった内部部局の長も通達を発することが許される。

イ．パチンコ球遊器について約10年間にわたり非課税の取扱いが続いた後に、法定の課税対象物品に該当する旨の通達が発せられた場合、通達の内容が法律の正しい解釈に合致するとしても、通達が発せられた後にされる課税処分は、非課税の継続に寄せられた納税者の信頼を損なうものであり、違法である。

ウ．墓地、埋葬等に関する法律第13条に関して、他の宗教団体信者であることだけを理由とする埋葬拒否は「正当の理由」によるものとは認められないと解釈した通達について、この解釈を誤りと考える寺院は、通達に従わず、同条違反を理由に起訴された後に、刑事訴訟で通達の適法性を争うことができるが、それでは公訴を提起され、有罪判決を受ける危険を負わざるを得ないため、取消訴訟で当該通達の適法性を争うことができる。

（参照条文）墓地、埋葬等に関する法律

第13条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第21条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第3条、第4条、第5条第1項又は第12条から第17条までの規定に違反した者
二 （略）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第27問〕（配点：3）

法人税法（平成13年法律第129号による改正前のもの。以下同じ。）上の質問検査権に関する最高裁判所平成16年1月20日第二小法廷決定（刑集58巻1号26頁）の次の判示を読み、後記アからエまでの各記述について、明らかに同決定の考え方と整合しないもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.56〕）

法人税法「156条によると、同法153条（中略）に規定する質問又は検査の権限は、犯罪の証拠資料を取得収集し、保全するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されないと解するのが相当である。しかしながら、上記質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、上記質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならないというべきである。」

（参照条文）法人税法

第153条 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第156条 前三条の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- ア. 税務調査を行うための質問検査権の制度は、刑罰を背景とした間接強制による証拠資料の収集を可能にしているとしても、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有する手続として認められたものではなく、租税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続であって、必要性、合理性が肯定できるから、憲法第35条及び第38条の趣旨に反するものではない。
- イ. 法人税法第156条に違反した質問検査権の行使であるかどうかの判断に当たっては、その質問検査権を行使した主体の主観的な意図は考慮すべきではない。
- ウ. 犯則調査は、一種の行政手続であって刑事手続（司法手続）ではないから、その実質が租税犯の捜査としての機能を有するものであっても、法人税法第156条にいう「犯罪捜査」に含まれない。
- エ. 税務調査によって事案の内容を把握することにより、犯則調査に移行する可能性があることを認識しながら、質問調査権を行使したにとどまる場合は、必ずしも、法人税法第156条によって禁止されている質問検査権を犯則調査のための手段として行使する場合に当たらない。
1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

〔第28問〕（配点：2）

最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁・伊方原発訴訟判決）に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.57]）

- ア. この判決は、原子炉設置許可処分 of 違法性に関する司法審査の方式として、裁判所が処分要件について行政庁と同一の立場に立って判断を行い、それと行政庁の判断とを比較して、行政庁の判断の適否を審査するという方式を採用している。
- イ. この判決は、原子炉設置許可処分について、処分要件を満たした場合に、処分をするかどうか、するとしてどのような内容の処分をするかという点について、行政庁の裁量を認めたものである。
- ウ. この判決は、原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、行政庁の側がその判断に不合理な点がないことの主張，立証責任を負うべきものとしている。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

【第29問】（配点：3）

次のアからエは、A欄に掲げる各行政処分についてB欄に掲げる各手続等に係る行政手続法の定めが適用されることを示したものである。それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。ただし、いずれの行政処分についても、同法の規定が原則どおり適用されるものとする。（解答欄は、アからエの順に [No.58] から [No.61]）

	A 欄	B 欄
ア [No.58]	営業許可申請に対する不許可処分	弁明の機会の付与 審査基準の設定
イ [No.59]	営業許可の職権による取消処分	聴聞 理由の提示
ウ [No.60]	職権による営業停止処分	理由の提示 標準処理期間の設定
エ [No.61]	職権による法人の役員解任命令	聴聞 命令等制定手続

【第30問】（配点：3）

Aは、国有地である河川区域内の土地について行政庁Bから河川法第24条の占有許可を受けていたが、同法第26条第1項の許可を受けることなく当該土地上に工作物を設置した。次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.62] から [No.65]）

ア. Bが占有許可を取り消すことにより、Aは占有権原を喪失するから、Bは、河川法第75条第1項の規定により当該工作物の除却を命ずるまでもなく、行政代執行法に基づく代執行により当該工作物を除却することができる。[No.62]

イ. Aが、Bとの間で、所定の期限までに当該工作物を撤去することを約したが、同期限までに撤去しなかった場合、Bは、行政代執行法に基づく代執行により、当該工作物を除却することができる。[No.63]

ウ. Bが、行政代執行法に基づく代執行により当該工作物を除却することができる場合であっても、国は、当該土地の所有権に基づいて工作物収去土地明渡しを求める民事訴訟を提起し、確定判決を得て民事執行により当該工作物を撤去することができる。[No.64]

エ. Bは、河川法第75条第1項により当該工作物の除却を命じたが、Aが当該工作物を撤去しない場合、危険が切迫しているため、撤去行為の急速な実施について緊急の必要があり、戒告及び代執行令書による通知手続を執る暇がないときは、これらの手続を経ないで代執行をすることができる。[No.65]

（参照条文）河川法

第24条 河川区域内の土地（中略）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。（以下略）

2～5 (略)

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、(中略)、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(中略)その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、(以下略)

二、三 (略)

2～10 (略)

〔第31問〕(配点：2)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.66])

ア. 情報公開法は、特定の個人を識別できる情報(以下「個人識別情報」という。)を不開示情報として規定しているところ、これは、個人識別情報に係る個人のプライバシー等の権利利益を保護する趣旨であるから、開示請求人自身に関する個人識別情報については、本人が開示請求をしている場合には、その者の権利利益が害されるおそれはないため、上記不開示情報には当たらない。

イ. 情報公開法は、法人等に関する情報であつて、公にすることによって当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定しているところ、これは、当該情報に関する法人等の正当な利益を保護する趣旨であるから、上記のおそれがある情報が記録されている行政文書については、これを開示することができる場合はない。

ウ. 法人等を代表する者がその職務として行った行為であっても、その者にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定できないから、当該行為に関する情報によって上記の者を特定することができる場合には、原則として、個人識別情報としての不開示情報に該当する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第32問】（配点：2）

次のAからEの空欄に入れるべき語句を【語群】の中から選び、順に並べた場合の組合せとして正しいものを後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は，【No.67】）

行政事件訴訟法第2条は、行政事件訴訟とは、〔A〕、〔B〕、〔C〕及び〔D〕をいうと定めている。課税処分を受けた納税者がその取消しを求める訴えは、〔A〕であり、土地収用法に基づく収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、〔B〕であり、普通地方公共団体の住民が、市に対して不法行為を行った者に対して市長が損害賠償請求権を行使しないことの違法確認を求める訴えは、〔C〕であり、〔E〕は、〔D〕である。

【語 群】

- a. 抗告訴訟 b. 処分の取消しの訴え c. 裁決の取消しの訴え
d. 不作為の違法確認の訴え e. 当事者訴訟 f. 住民訴訟 g. 民衆訴訟
h. 選挙訴訟 i. 機関訴訟 j. 選挙の効力に関する訴え k. 職務執行命令訴訟

（A，B，C，D，Eの順とする。）

1. b - c - d - h - j 2. a - e - f - h - j 3. b - c - f - i - k
4. a - e - g - h - j 5. a - e - g - i - k 6. b - e - d - i - j

【第33問】（配点：3）

最高裁判所の判決において処分性を否定されているものを次の【甲群】の行為の中から三つ選んだ上、当該行為の処分性が否定される理由の骨子を次の【乙群】の中からそれぞれ一つ選び、当該行為の選択が正しく、かつ、その理由との結び付きが最も適切となる組合せを作ったとき、【乙群】の中で、その組合せに用いられないこととなる理由二つの組合せを、後記の1から10までの中から選びなさい。（解答欄は，【No.68】）

【甲 群】

- ア. 全国新幹線鉄道整備法の規定に基づく運輸大臣の日本鉄道建設公団に対する新幹線工事実施計画の認可
イ. 農地法の規定に基づく農林水産大臣による買収土地の旧所有者に対する売払い
ウ. 関税定率法の規定に基づく税関長の輸入業者に対する輸入禁制品該当の通知
エ. 道路交通法の規定に基づく警察本部長の反則者に対する反則金の納付通告

【乙 群】

- A. 当該行為によって相手方に義務を課するものではなく、その内容の適否は、他の手続で争うことが予定されていること
B. 一連の行政過程における中間段階の行為にすぎないこと
C. 上級行政機関の下級行政機関に対する監督手段として行われるもので、行政組織内の内部的行為にすぎないこと
D. 私法上の行為にすぎないこと
E. 相手方に対してする法律所定の事由に当たることについての観念の通知にすぎないこと

1. A-B 2. A-C 3. A-D 4. A-E 5. B-C
6. B-D 7. B-E 8. C-D 9. C-E 10. D-E

【第34問】（配点：2）

訴えの利益に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，【No.69】）

- ア. 受刑者に対する懲罰処分として10日間の閉居罰が執行され、これが終了した場合であっても、当該受刑者の仮出所の決定に当たって、当該懲罰処分を受けたことが事実上考慮される余

地があるから、その取消しを求める訴えの利益は失われない。

イ. 免職処分を受けた公務員が、その後公職の選挙に立候補した場合には、公職選挙法第90条によりその届出の日に公務員の職を辞したものとみなされ、当該免職処分が取り消されたとしても同人が公務員たる地位を回復することはないから、その取消しを求める訴えの利益は失われる。

(参照条文) 公職選挙法

第90条 (前略) 公務員が、(中略) 届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

ウ. ある県の公文書公開条例に基づく公文書の公開請求について非公開決定を受けた者が同決定の取消しを求める訴訟において、当該公文書が書証として提出された場合であっても、同人には、同条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益があるから、上記非公開決定の取消しを求める訴えの利益は失われない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第35問】（配点：3）

次のアからエまでの教授と学生との間の問答における学生の答えについて、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.70】から【No.73】）

ア. 教授：今日は、マンション建築に係る建築確認について、周辺住民から提起された建築確認取消訴訟を例に挙げて、取消訴訟の手續等に関して勉強してみよう。

まず、建築確認について、建築基準法に違反する点があれば、周辺住民は、だれでもその取消訴訟を提起できるのかな。

学生：周辺住民ならだれでも取消訴訟を提起できるわけではないと思います。建築確認について、建ぺい率や容積率、高度制限に違反するような違法がある場合に、当該マンション建築によって、日照を妨げられるなど、具体的な被害を受けるおそれのある者には原告適格が認められる余地がありますが、単に周辺住民というだけでは、幾ら建築確認に建築基準法に違反する点があっても取消訴訟の提起は無理だと思います。【No.70】

イ. 教授：取消訴訟は、その訴えを提起すべき期間に、何らかの制限があったかな。

学生：これは、行政訴訟の常識です。取消訴訟は、処分や裁決があったことを知った日から6箇月を経過したとき、又は処分や裁決の日から1年を経過したときは、どんな理由があるにせよ、提起することができないことになっています。これを出訴期間といい、出訴期間を徒過した取消訴訟は、訴えを却下されることになるので、周辺住民は、このことに気を付ける必要があります。【No.71】

ウ. 教授：周辺住民からの建築確認の取消訴訟において、もしも、これが取り消されることになると、建築確認を受けたマンション建築業者は、当該訴訟の当事者にならないままに、建築確認の効力が失われて、不測の損害を被ることになりかねないが、このような業者の保護は、どのように図られることになるのかな。

学生：マンション建築業者は、訴訟の結果により権利を害される場合は、裁判所に申し立てて当該訴訟に参加することができますし、裁判所も、職権で当該業者を当該訴訟に参加させることができます。【No.72】

エ. 教授：建築確認の取消訴訟の係属中に、問題のマンションの建築工事が完了した場合は、建築確認の取消しを求める意味がなくなってしまうように思うが、このような場合にも訴えの利益はあるのかな。

学生：建築確認が違法であるとして判決でそれが取り消されれば、その判決の拘束力によって、行政庁は、建築物に関する完了検査についての検査済証の交付を拒否することや違反是正命令を発することを義務付けられますから、建築工事が完了しても、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われなないと思います。【No.73】

【第36問】（配点：3）

次のアからエまでの各訴訟について、それぞれ行政事件訴訟法第4条の「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」に分類される場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.74】から【No.77】）

ア. 薬局の開設を登録制から許可制に改めた薬事法の改正が憲法に違反するとして、旧法に基づく登録をして薬局を開設していた者が、国を被告として提起する、新法に基づく許可を受けなくても薬局の開設ができる権利があることの確認を求める訴訟【No.74】

イ. 土地収用法に基づく収用委員会の権利取得裁決が無効であることを前提として、従前の土地所有者が、起業者を被告として提起する、当該土地の所有権を有することの確認を求める訴訟【No.75】

ウ. 出生の届出をしたが、出生による国籍取得の要件を満たさないとして戸籍に登録されなかった者が、国を被告として提起する、日本国籍を有することの確認を求める訴訟【No.76】

エ. ある特許に無効事由があるとして特許無効審判の請求をしたが、同請求は成立しないとの審決を受けた者が、同審判の被請求人である特許権者を被告として提起する、同審決の取消しを求める訴訟 [No.77]

(参照条文) 特許法

第123条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。(以下略)

一～八 (略)

2～4 (略)

第178条 審決に対する訴え(中略)は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2～6 (略)

第179条 前条第1項の訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、特許無効審判(中略)の審決に対するものにあつては、その審判(中略)の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

【第37問】(配点：2)

無効等確認訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

(解答欄は、[No.78])

ア. 課税処分を受けた納税者は、当該課税処分に係る税金をいまだ納付していないため滞納処分を受けるおそれがあるときは、課税処分の無効を前提とする債務不存在確認訴訟等を提起することができるとしても、課税処分の無効等確認訴訟の原告適格を有する。

イ. 原子炉設置許可処分がされた原子力発電所の周辺住民は、人格権に基づいて原子炉設置等の差止めを求める民事訴訟を提起することができるから、当該原子炉設置許可処分の無効等確認訴訟の原告適格を有しない。

ウ. 土地改良事業の換地処分を受けた者は、照応原則(換地と従前地がその用途・地積等の点で見合ったものでなければならないという原則)違反を理由に当該処分の無効を主張して争う場合、当該処分の無効を前提とする従前地の所有権確認訴訟等を提起することができるとしても、当該処分の無効等確認訴訟の原告適格を有する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第38問】（配点：2）

行政事件訴訟法上の仮の救済制度に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.79]）

ア. 執行停止の申立ては、本案訴訟を提起した後でなければ申し立てることができないとされているが、仮の差止めの申立ては、処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある場合にされるものであるから、本案訴訟の提起は申立ての要件とされていない。

イ. 仮の差止めの申立ての制度は、許可申請に対する不許可処分が予想される場合に、申請者が当該不許可処分を仮に差し止めることによって損害の発生を防止することができるようにすることなどを念頭に置いて、国民の権利利益の保護を拡充する目的で設けられたものである。

ウ. 執行停止について内閣総理大臣の異議の制度があるのと同様に、仮の差止めにおいても内閣総理大臣の異議の制度が設けられている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第39問】（配点：2）

住民訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.80]）

ア. 住民訴訟は、当該普通地方公共団体の住民である者に特に出訴を認めた客観訴訟であるから、原告が、口頭弁論終結時まで当該普通地方公共団体から転出したときは、訴えは不適法になる。

イ. 住民訴訟は、当該普通地方公共団体の住民である者に、違法な財務会計行為を是正する権能を特に認めた客観訴訟であるから、違法な財務会計行為が行われた当時、当該普通地方公共団体の住民であったことが、訴えの適法要件になる。

ウ. 住民訴訟を提起した住民が、訴訟の係属中に死亡したときは、その住民の相続人が訴訟を承継することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第40問】（配点：3）

行政不服審査法に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.81] から [No.84]）

ア. 不服申立ての対象に行政庁の不作為は含まれない。[No.81]

イ. 行政不服審査においては、行政事件訴訟とは異なり、処分の名あて人以外の者による不服申立ては認められない。[No.82]

ウ. 処分庁の上級行政庁である審査庁は、営業免許取消処分に対する審査請求に理由があると認めるときは、原処分を営業停止処分に変更する裁決をすることができる。[No.83]

エ. 原処分を適法と認めて審査請求を棄却する裁決があった場合、当該裁決は処分庁を拘束するから、処分庁は原処分を取り消したり、変更したりすることができない。[No.84]

短答式試験問題集 [民事系科目]

[民事系科目]

〔第1問〕(配点：2)

信義誠実の原則又は権利濫用禁止の原則に関する次のアからオまでの各記述のうち、権利濫用禁止の原則について述べているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 1])

- ア. 国は、公務員に対して、その生命及び健康等を危険から保護するように配慮すべき義務を負う。
- イ. 解除権を有する者が長期にわたりこれを行使せず、相手方においてその権利はもはや行使されないものと信頼すべき正当の事由を有するに至ったという特段の事情がある場合には、解除権の行使は許されない。
- ウ. 動産売買における引渡場所について、買主が売主に問い合わせをすれば知ることが容易であった場合には、問い合わせを怠った買主は、遅滞の責任を免れない。
- エ. 妨害により所有権が侵害されても、生じた損失が軽微であり、妨害を除去することが著しく困難で、多大の費用を要する場合には、不当な利益を獲得する目的で妨害の除去を求めることは許されない。
- オ. 権利の行使であっても、社会観念上被害者が認容しなければならない程度を超える場合には、不法行為が成立する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第2問〕(配点：2)

未成年者に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 2])

- ア. 未成年者は代理人になれない。
- イ. 未成年者に対して親権を行う者がいないときは、後見が開始する。
- ウ. 未成年者が他人に損害を与えた場合には、未成年者は不法行為責任を負わず、その監督義務者が不法行為責任を負う。
- エ. 未成年者が婚姻をするには、法定代理人の同意を得なくてはならない。
- オ. 未成年者であっても、許可された特定の営業に関しては、行為能力を有する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第3問〕(配点：2)

行為能力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[No. 3])

- 1. 共に18歳の夫婦が自分たちだけで決めて行った離婚は、取り消すことができない。
- 2. 成年被後見人が、後見人の同意を得ずに電気料金を支払った行為は、取り消すことができない。
- 3. 被保佐人が、保佐人の同意を得ずに、貸付金の弁済を受けた行為は、取り消すことができる。
- 4. 補助開始の審判がされる場合においても、補助人は当然に代理権を付与されるわけではない。
- 5. 被保佐人が取り消すことができる行為を行った場合、その相手方は、被保佐人に対して、保佐人の追認を得るべき旨の催告をすることができるが、保佐人に直接追認するか否かの回答を求める催告をすることはできない。

【第4問】（配点：2）

権利能力なき社団に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 4]，[No. 5] 順不同）

1. 権利能力なき社団の成立要件は、団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることである。
2. 権利能力なき社団が取得した不動産については、権利能力なき社団名義で所有権の登記をすることはできず、権利能力なき社団の代表者たる肩書を付した代表者名義で所有権の登記をすることができるにすぎない。
3. 代表者の定めのある権利能力なき社団は、その名において訴え、又は訴えられることができる。
4. 権利能力なき社団の財産は、その構成員に総有的に帰属するから、構成員の一人に対して金銭債権を有する債権者は、当該構成員の有する総有持分に限りこれを差し押さえることができる。
5. 権利能力なき社団はその代表者により社団の名で取引をすることができるが、その取引により社団が負担した債務については、構成員各自は取引の相手方に対して直接には個人的債務ないし責任を負わない。

【第5問】（配点：3）

錯誤に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 6]）

- ア. 第三者が表意者に対する債権を保全する必要がある場合において、表意者が要素の錯誤を認めているときは、表意者自らは無効を主張する意思がなくても、その第三者は、意思表示の無効を主張することができる。
- イ. 和解契約において、代物弁済の目的とした商品の性質に瑕疵があり、和解契約の要素に錯誤がある場合、瑕疵担保責任の規定の適用は排除され、錯誤無効の主張も、和解契約の確定効に反し許されない。
- ウ. 重過失ある表意者が自ら錯誤を理由とする無効を主張し得ない以上、相手方又は第三者は、その無効を主張することができない。
- エ. 協議離婚に伴う財産分与契約において、分与者は、自己に譲渡所得税が課されることを知らず、課税されないとの理解を当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的に表示していた場合であっても、財産分与契約の無効を主張することはできない。
- オ. 他に連帯保証人があるとの債務者の説明を誤信して連帯保証契約を結んだ者は、特にその旨を表示し保証契約の内容としたのでなければ、錯誤無効を主張することができない。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第6問】（配点：2）

民法上の代理に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No. 7]）

1. 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示であっても、代理人が本人のためにすることを相手方において知ることができた場合には、意思表示は本人に帰属する。
2. 自己契約及び双方代理は、債務の履行行為及び本人があらかじめ許諾した行為を除き原則として効力を生じないが、本人の保護のための制度であるから、無権代理行為として、本人が追認すれば有効になる。
3. 代理人が自己又は第三者のために代理権を濫用しても、それが客観的に代理権の範囲にあり、相手方が代理人の意図を知らず、知らないことに過失がないときは、代理人がした意思表示は本人に帰属する。
4. 何らの代理権がない者が代理人と称してした契約であっても、相手方が代理人と称した者に当該契約を締結する権限があると信じ、そのように信じたことにつき正当な理由がある場合には、本人に対してその効力を生じる。
5. 復代理人は、本人の代理人であって代理人の代理人ではないから、復代理人が代理行為をするに当たっては、本人のためにすることを示せば十分である。

【第7問】（配点：2）

時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 8]）

- ア. 土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、それが賃借の意思に基づくことが客観的に表現されているときは、土地賃借権の時効取得が可能である。
- イ. 債務につき消滅時効が完成した後に、債務者が債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、以後その完成した消滅時効を援用することは許されない。
- ウ. 取得時効を主張する時効援用権者は、占有を開始した以後の任意の時点の時効の起算点として選択することができる。
- エ. 相続人が、被相続人の死亡により、相続財産の占有を承継したばかりでなく、新たに相続財産を事実上支配することによって占有を開始して、その占有に所有の意思があるとみられる場合においては、被相続人の占有が所有の意思のないものであったときでも、相続人は新権原により所有の意思をもって占有を始めたものといえる。
- オ. 債務者兼抵当権設定者である原告が債務の不存在を理由として提起した抵当権設定登記の抹消登記手続請求訴訟において、債権者兼抵当権者である被告が請求棄却の判決を求め、被担保債権の存在を主張したとしても、その債権につき裁判上の請求に準ずる消滅時効中断の効力は生じない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第8問】（配点：2）

Xが所有権に基づき占有者Yに対し土地の引渡しを請求した場合、判例の趣旨に照らしYが引渡しを拒絶することができるものは、次の1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 9]）

1. 土地を所有し占有するYが税金対策のために登記名義をAとしていたところ、Xは、Aが真実の所有者であると過失なく信じ、Aから同土地を買い受けて移転登記を受けた。
2. 土地を所有し占有するYからAへ、AからXへと同土地が順次売買され、それぞれ代金の支払も了した。
3. 土地を所有し占有するYは、Aに対し、同土地を売却して移転登記を行ったが、この売買にはAによる詐欺があったので、YはAに対して取消しの意思表示をした。その直後、Aは、同

土地をXに売却して移転登記を行った。

4. XがYの代理人としてAから土地を買い受け、Yが同土地を所有し占有するようになったが、登記名義はAのままであった。その直後、Xは、Aから同土地を買い受けて移転登記を受けた。
5. Aの父はYに土地を売却し引き渡したが、移転登記をする前に急死してしまった。その後、この土地を単独で相続したAが、Xに対して同土地を売却して移転登記を行った。

【第9問】（配点：3）

不動産をめぐる権利主張において登記の要否が問題となる場面に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は、[No.10]）

- ア. Aが所有する甲土地の上に権原なく乙建物を所有しているBに対し、Aから甲土地を譲り受けたCは、AからCへの所有権移転登記をしなければ、甲土地の所有権を主張して乙建物の取去を請求することができない。
 - イ. Aが所有する甲土地の上に権原なく乙建物を所有しているBから乙建物を譲り受けたDに対し、Aは、DがBからの乙建物の所有権移転登記を経由していない場合、Dが乙建物の所有者であることを主張して乙建物の取去を請求することができない。
 - ウ. Aが所有する甲土地の上に建物所有目的の賃借権の設定を受けたEに対し、Aから甲土地を譲り受けたCは、AからCへの所有権移転登記をしなければ、Eに対し賃料の支払を請求することができない。
 - エ. Aが、その所有する甲土地をFに遺贈する旨の遺言をして死亡した場合において、Aの唯一の相続人である配偶者から甲土地を贈与されたGに対し、Fは、所有権移転登記をしなくても、甲土地の所有権取得を対抗することができる。
 - オ. 甲土地を所有するAが遺言をしないうちに死亡したことによりAの配偶者と子HがAの相続人となった場合において、Aの配偶者から甲土地を買ったIに対し、Hは、相続登記をしなくても、甲土地について有する法定相続分に応じた持分の帰属を主張することができる。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第10問】（配点：2）

甲土地を所有するAが甲土地を占有するBに対し所有権に基づき甲土地の明渡しを請求する訴訟においてBが主張する抗弁の要件事実に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

- ア. Bは、甲土地を無償で借りる旨をAと合意した事実を主張立証すれば、請求棄却の判決を得ることができる。
 - イ. Bは、甲土地を賃借する旨をAと合意し、それに基づきAから甲土地の引渡しを受けた事実を主張立証すれば、請求棄却の判決を得ることができる。
 - ウ. Bは、甲土地に地上権の設定を受ける旨をAと合意し、それに基づき地上権設定登記をした事実を主張立証すれば、請求棄却の判決を得ることができる。
 - エ. Bは、甲土地について地上権設定登記を受けた事実を主張立証した場合においても、それにより適法に地上権の設定があったことは推定されず、請求棄却の判決を得ることができない。
 - オ. 甲土地の造成工事をしたBは、この工事に基づく請負代金債権の弁済がない事実を主張立証すれば、請求棄却の判決を得ることができる。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第11問】（配点：2）

A、B及びCが各3分の1の持分で甲土地を共有している場合に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.12]）

1. 第三者が甲土地を無断で資材置場として使用している場合、Aは単独でその第三者に対して、甲土地全部の明渡しを請求することができる。
2. 甲土地が山林である場合、AとBが合意すれば、開発のために甲土地上の樹木全部を伐採することができる。
3. A、B及びCが共同して甲土地を第三者に賃貸している場合、第三者がその賃料の支払を怠ったときの賃貸借契約の解除は、AとBととすることができる。
4. Aは、Cの持分について第三者への不実の持分移転登記がされている場合には、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。
5. Aが単独で甲土地全部を占有している場合でも、B及びCは、その共有持分が過半数を超えることを理由としては、Aに対して甲土地の明渡しを請求することはできない。

【第12問】（配点：2）

動産についての留置権と質権に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.13]、[No.14] 順不同）

1. 留置権者が留置物の占有を継続していても、その被担保債権の消滅時効は進行するが、質権者が質物の占有を継続していれば、その被担保債権の消滅時効は中断する。
2. 質権は、留置権とは異なり、約定担保物権であるから、約定があれば、質権設定者を代理人としてその者に占有させることにより、これを設定することができる。
3. 留置権は、質権と異なり、目的物が滅失した場合、これに代わって債務者が取得する物には効力が及ばず、消滅する。
4. 留置権と質権は、不可分性により、いずれも被担保債権の一部の弁済を受けただけでは消滅しないが、留置権については、債務者が相当の担保を提供して留置権の消滅を請求することができる。
5. 留置権者は債務者の同意があれば、また、質権者は質権設定者の同意があれば、いずれもそれぞれ担保物を賃貸することができる。

【第13問】（配点：2）

買戻特約付売買の買主から目的不動産につき抵当権の設定を受けた者は、抵当権に基づく物上代位権の行使として、買戻権の行使により買主が取得した買戻代金債権を差し押さえることができるとする見解がある。この見解に関する次のアからエまでの各記述のうち、当該見解の論拠とすることができないものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.15]）

- ア. 買戻権は留保された解除権であるところ、法定解除の法的構成ないし効果に関する直接効果説の立場に従えば、解除（買戻権の行使）によって売買契約は遡及的に消滅し、買戻特約の登記後にされた処分はすべて効力を失うのであって、買主が目的不動産上に設定した担保物権も初めからなかったことになる。
- イ. 買戻特約の登記に後れて目的不動産に抵当権の設定を受けた抵当権者は、買戻代金債権についてあらかじめ質権ないし譲渡担保権の設定を受けることができる。
- ウ. 買戻代金は、実質的には買戻権の行使による目的不動産の所有権の復帰についての対価と見ることができ、目的不動産の価値変形物として、目的物の売却又は滅失により債務者が受けるべき金銭に当たるといって差し支えない。
- エ. 買戻特約の登記に後れて目的不動産に設定された抵当権は、買戻しによる目的不動産の所有権の買戻権者への復帰に伴って消滅するが、抵当権設定者である買主やその債権者等との関係

においては、買戻権行使時まで抵当権が有効に存在していたことによって生じた法的効果までが買戻しによって覆滅されることはないと解すべきである。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ 5. イ エ 6. ウ エ

〔第14問〕（配点：2）

Aが土地所有者Bから賃借した土地上に所有している甲建物についてCのために抵当権を設定した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.16〕）

- ア. A及びBは、土地賃貸借契約を合意解除した。この合意解除に基づいて土地賃貸借契約が終了したことを、BはCに対抗することができない。
- イ. Aの不在期間中に、Dが甲建物を不法に占有した場合、Dが不法占有することにより、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態にあるときは、CはAのDに対する妨害排除請求権を代位行使して、Dに対して直接自己に甲建物を明け渡すよう求めることができる。
- ウ. AがBに対し、甲建物を売り渡した後、抵当権が実行され、甲建物をEが買い受けた場合、法定地上権は成立しない。
- エ. AがFに対して、抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的で甲建物を賃貸した場合、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態のときでも、Cは抵当権に基づく妨害排除請求権を行使してFに対し直接自己に甲建物の明渡しを求めることはできない。
- オ. Aは、甲建物に対する抵当権設定後、長期にわたりBに対する賃料の支払を怠った。土地賃貸借権は、従たる権利として抵当権の目的となっているから、Bは土地賃貸借契約を解除することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第15問〕（配点：2）

注意義務に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.17〕）

- ア. 質権者は、善良な管理者の注意をもって質物を占有しなければならない。
- イ. 無償受寄者は、善良な管理者の注意をもって寄託物を保管しなければならない。
- ウ. 株式会社の社外取締役は、善良な管理者の注意をもって任務を遂行しなければならない。
- エ. 限定承認をした相続人は、相続債権者及び受遺者への弁済を終わるまで、善良な管理者の注意をもって相続財産を管理しなければならない。
- オ. 親権者は、善良な管理者の注意をもって子の財産を管理しなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第16問】（配点：2）

債権者代位権と詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

- ア. 債権者代位権を行使するためには、代位行使する権利よりも前に被保全債権が成立している必要はないが、詐害行為取消権を行使するためには、取消しの対象となる詐害行為は、被保全債権発生の後になされたものであることが必要である。
- イ. 詐害行為の成立には、債務者がその債権者を害することを知って法律行為をしたことを要するが、必ずしも害することを意図してしたことを要しない。
- ウ. 債権者が債務者に対する金銭債権に基づき債務者の第三債務者に対する金銭債権を代位行使することができるのは、自己の債権額の範囲内に限られる。
- エ. 詐害行為取消権は、訴訟において、抗弁としても行使することができる。
- オ. 法律行為の時に債権者を害する状態であれば、その後の事情によって債権者を害さないこととなっているとしても、詐害行為取消権を行使することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第17問】（配点：2）

次の【見解】を有する裁判所が、次の【事案】について、詐害行為取消しを認容すべきとの判断に至った場合、Yに命ずべき給付等の内容として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.19]）

【見 解】

共同で抵当権の目的とされた不動産の全部又は一部の売買契約が詐害行為に該当する場合において、詐害行為の後に弁済によって抵当権が消滅したときは、詐害行為の目的不動産の価額から当該不動産が負担すべき抵当権の被担保債権の額を控除した残額の限度で売買契約を取り消し、その価格による賠償を命ずるべきであり、価格賠償の額は、詐害行為の目的不動産の価額から、共同抵当の目的とされた各不動産の価額に応じて抵当権の被担保債権額を案分して詐害行為の目的不動産について得られた額を控除した額である。

【事 案】

債務超過にあったAは、その所有する甲土地（時価4000万円）、乙土地（時価1000万円）及び丙土地（時価1000万円）をYに廉価で売り渡した。上記売買当時、甲土地及び乙土地にはB信用金庫の共同抵当権が設定されていたが、上記売買後その被担保債権3000万円が全額弁済され、当該抵当権の設定登記は抹消された。その後、Aの債権者（債権額3500万円）Xは、詐害行為取消権に基づいて上記売買契約を取り消し、所有権移転登記の抹消登記手続等を求めた。

- 1. 甲土地の売買については2000万円の限度で、乙土地の売買については500万円の限度で取り消し、丙土地の売買については全部を取り消して、Yに対し2500万円の価格賠償及び丙土地の現物返還を命ずる。
- 2. 乙土地及び丙土地の各売買について全部を取り消して、Yに対しこれらの土地の現物返還を命ずる。
- 3. 甲土地、乙土地及び丙土地の各売買について全部を取り消して、Yに対しこれらの土地の現物返還を命ずる。
- 4. 甲土地の売買については1000万円の限度で取り消し、乙土地及び丙土地の各売買については全部を取り消して、Yに対し1000万円の価格賠償並びに乙土地及び丙土地の現物返還を命ずる。
- 5. 甲土地の売買については1600万円の限度で、乙土地の売買については400万円の限度で取り消し、丙土地の売買については全部を取り消して、Yに対し2000万円の価格賠償及

び丙土地の現物返還を命ずる。

【第18問】（配点：2）

保証（連帯保証を除く。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.20】）

- ア．保証契約は、書面でしなければ効力を生ぜず、電磁的記録によってされたときは、書面によってされたものとみなされる。
- イ．保証人に対する履行の請求による時効の中断は、主たる債務者に対しても効力を生ずる。
- ウ．保証人が債権者との間で保証債務についての違約金を約定した場合には、保証人の負担は、主たる債務者の負担より重くなることがある。
- エ．主たる債務者の委託を受けて保証をした者は、主たる債務が弁済期にあるときは、自ら弁済をする前であっても主たる債務者に対して求償権を行使することができる。
- オ．金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする法人間の根保証契約において、極度額の定めがないときは、その根保証契約は効力を生じない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第19問】（配点：2）

弁済の目的物の供託（以下「弁済供託」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.21】）

- ア．弁済供託は、債権者が弁済の受領を拒むとき、債権者が弁済を受領することができないとき、又は債務者が過失なく債権者を確知することができないときに、することができる。
- イ．弁済供託がされた債務は、債権者が供託物を受領した時に消滅する。
- ウ．債務者は、弁済供託をした後は、債権者の同意がなければ供託物を取り戻すことができない。
- エ．金銭又は有価証券の弁済供託をするには、債務の履行地の供託所にしなければならない。
- オ．債務者以外の者は、弁済供託をすることができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第20問】（配点：2）

相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.22】）

- ア．自働債権及び受働債権がともに不法行為による損害賠償債権の場合、いずれの当事者からも相殺をすることができない。
- イ．建物賃借人Aは、賃貸人Bに対する賃料債務を消滅させるため、Aを売主、Bを買主とする動産の売買における引渡債務の履行を提供しなくても、履行期にあるその売買代金債権を自働債権として相殺をすることができる。
- ウ．賃貸借契約が賃料不払のため適法に解除された場合であっても、その後、賃借人の相殺の意思表示により賃料債務がさかのぼって消滅したときは、解除も遡及的に効力を失う。
- エ．時効により消滅した他人の債権を譲り受け、これを自働債権として相殺をすることは許されない。
- オ．相殺契約においては、両債権が同種の目的を有することは必要ではない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第21問】（配点：2）

売主Xと買主Yとの間の売買契約において手付が交付された場合に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.23]）

- ア. XY間の売買契約書に、違約をした場合には手付の没収又は倍返しをするという約定があったとしても、それだけでは手付による解除を排除する意思表示があったとはいえない。
- イ. Yが手付を放棄して売買契約を解除したと訴訟において主張するためには、YがXとの間で売買契約に付随して解約手付の趣旨で手付金を交付する合意をしたことを主張する必要がある。
- ウ. Yが手付を放棄して契約を解除した場合、X及びYに損害賠償義務は生じない。
- エ. Xが手付による解除の抗弁を訴訟において主張する場合、Yは、XとYが解除権の留保をしない旨の合意をしたこと、又は、X若しくはYがXの解除の意思表示に先立ち履行に着手したことを再抗弁とすることができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ 5. イ エ 6. ウ エ

【第22問】（配点：2）

売買契約に基づき売買代金の支払を請求する場合に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.24]、[No.25] 順不同）

- 1. 原告は、請求原因において被告との間で売買契約を締結したことを主張する必要があるが、売買契約締結当時、その目的物が原告の所有であったことを主張する必要はない。
- 2. 法律行為の附款である条件をそれが付された法律行為の成立要件とは区別される可分なものと考える見解に立った場合、売買契約に停止条件が付されているときは、停止条件が成就したことが再抗弁となる。
- 3. 法律行為の附款である期限をそれが付された法律行為の成立要件とは区別されない不可分なものと考える見解に立った場合、売買契約に弁済期が定められているときは、弁済期が到来していないことが抗弁となる。
- 4. 被告が抗弁として同時履行の抗弁を主張した場合、原告は、代金支払を目的物引渡しの先履行とする旨の合意があったことを再抗弁として主張することができる。
- 5. 被告が抗弁として同時履行の抗弁を主張した場合、原告は、目的物引渡しにつき、その履行の提供をしたことを再抗弁として主張することができる。

【第23問】（配点：2）

準消費貸借契約に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.26]）

- 1. 旧債務に付着していた同時履行の抗弁権が消滅するか否かは、準消費貸借契約を締結した当事者において、新旧債務の同一性を維持する意思があるか否かによって決定される。
- 2. 旧債務の消滅時効期間が2年間である場合、準消費貸借契約の成立によって発生する新債務の消滅時効期間は、準消費貸借契約の締結が商行為に該当するとしても2年間である。
- 3. 将来において発生する金銭債務を目的としても、準消費貸借契約は成立する。
- 4. 既存の消費貸借契約上の債務を旧債務としても、準消費貸借契約は成立する。
- 5. 準消費貸借契約は、目的とされた旧債務が存在しないときにはその効力を生じない。

〔第24問〕（配点：2）

賃貸借契約に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.27〕、〔No.28〕順不同）

1. 賃貸借契約は有償契約であり、賃料を伴う点で使用貸借と区別することができるから、借主が金銭を支払うことを約束して契約を締結すれば、その額の多寡にかかわらず賃貸借契約が成立する。
2. 判例の趣旨に照らすならば、不動産の賃借人が賃貸借について対抗要件を具備した場合には、賃借物を権原なく占有する第三者に対し、賃借権に基づき妨害排除請求権を行使することができる。
3. 建物所有を目的とする土地の賃借人が、当該土地上に建物を建築した後、賃貸人の承諾を得ずに建物を第三者に賃貸し、第三者が実際に建物の使用を開始した場合には、土地の賃貸人は、土地の賃借人に対し、土地の無断転貸を理由として土地の賃貸借契約を解除することができる。
4. 賃貸借契約の目的物である建物の全部が、契約成立後に不可抗力によって滅失したときは、賃貸借契約は履行不能により終了する。
5. 建物の賃借人が、賃貸人が修繕すべき屋根からの雨漏りを自ら費用を出して修繕したときは、賃貸人に対して、直ちに修繕費用全額の償還を請求することができる。

〔第25問〕（配点：2）

敷金の取扱いに関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.29〕）

1. 建物賃貸借契約において、当該建物の所有権移転に伴い賃貸人たる地位に承継があった場合には、旧賃貸人に差し入れられた敷金は、未払賃料債務があればこれに当然充当され、残額についてその権利義務関係が新賃貸人に承継される。
2. 建物賃貸借における敷金は、賃貸借終了後建物明渡義務履行までに生ずる賃料相当額の損害金債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得する一切の債権を担保するものであり、敷金返還請求権は、賃貸借終了後建物明渡完了の時にあってそれまでに生じた上記の一切の被担保債権を控除しなお残額がある場合に、その残額につき具体的に発生する。
3. 土地賃借権が賃貸人の承諾を得て旧賃借人から新賃借人に移転された場合であっても、敷金に関する敷金交付者の権利義務関係は、敷金交付者において賃貸人との間で敷金をもって新賃借人の債務の担保とすることを約し又は新賃借人に対して敷金返還請求権を譲渡するなど特段の事情のない限り、新賃借人に承継されない。
4. 敷金が授受された賃貸借契約に係る賃料債権につき抵当権者が物上代位権を行使してこれを差し押さえた場合において、当該賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたとしても、それまでに生じた賃料債権が、敷金の充当によって消滅することはない。
5. 建物賃貸借終了に伴う賃借人の建物明渡債務と賃貸人の敷金返還債務とは、特別の約定のない限り、同時履行の関係に立たず、賃貸人は、賃借人から建物明渡しを受けた後に敷金残額を返還すれば足りる。

【第26問】（配点：2）

民法上の契約における報酬に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.30]）

1. 雇用契約は有償契約であり、報酬の支払時期は、後払いが原則であるが、前払の特約を結ぶこともできる。
2. 請負契約は有償契約であり、報酬は、目的物の引渡しを要するときはその引渡しと引換えに、物の引渡しを要しないときは仕事の完成と引換えに、支払わなければならない。
3. 委任契約は無償契約を原則とするが、特約があれば、受任者は委任者に対して報酬を請求することができる。
4. 寄託契約において報酬の合意をした場合、寄託が不可抗力によって履行の途中で終了したときは、受寄者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
5. 労働者は、その有する報酬債権の担保として、使用者の総財産について先取特権を有する。

【第27問】（配点：2）

民法上の組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

- ア. 組合の業務執行を委任する場合、業務執行者は組合員の中から選ばなければならない。
イ. 組合員は、除名された場合であっても、持分の払戻しを受けることができる。
ウ. 組合員は、組合の債権者に対し、互いに連帯して債務を履行する責任を負う。
エ. 組合員が死亡した場合、組合員たる地位は相続により承継される。
オ. 組合員は清算前に組合財産の分割を求めることができず、また、組合員が組合財産についての持分を処分しても、その処分を組合に対抗することができない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第28問】（配点：2）

不法行為に基づく損害賠償を請求した場合の被告の抗弁に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.32]）

- ア. 原告が責任無能力者を監督する法定の義務を負う者を被告として、民法第714条第1項の責任無能力者の監督義務者の責任に基づいて損害賠償を請求した場合、被告は、監督義務を怠らなかったことを抗弁として主張することができる。
- イ. 原告が責任無能力者を監督する法定の義務を負う者を被告として、民法第714条第1項の責任無能力者の監督義務者の責任に基づいて損害賠償を請求した場合、被告は、監督義務者のほかに代理監督者がいることを抗弁として主張することができる。
- ウ. 原告がAの不法行為責任の成立を前提とした上でAの使用者を被告として、民法第715条第1項の使用者の責任に基づいて損害賠償を請求した場合、被告は、Aの選任監督上相当と認められる注意義務を尽くしたことを抗弁として主張することができる。
- エ. 原告がAの不法行為責任の成立を前提とした上でAの代理監督者を被告として、民法第715条第2項の代理監督者の責任に基づいて損害賠償を請求した場合、被告は、Aの選任監督上相当と認められる注意義務を尽くしたとしてもAの加害行為の発生を避けられなかったことを抗弁として主張することができる。
- オ. 原告が土地の所有者を被告として、民法第717条第1項ただし書の土地の工作物等の所有者の責任に基づいて損害賠償を請求した場合、被告は、結果の発生を防止するために必要な注意義務を尽くしたことを抗弁として主張することはできないが、自己の責任無能力を抗弁として主張することはできる。
1. ア ウ 2. イ エ 3. イ オ 4. ウ オ 5. エ オ

【第29問】（配点：2）

不法行為における過失相殺に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.33】）

- ア． 夫が妻を同乗させて運転する自動車と第三者が運転する自動車とが、第三者と夫の双方の過失が競合して衝突したため、負傷した妻が第三者に対し損害賠償を請求した場合には、特段の事情のない限り、第三者の賠償額を定めるにつき夫の過失を被害者側の過失として斟酌することができる。
- イ． 被害者が未成年である場合、その過失を斟酌するには、被害者たる未成年者に行為の責任を弁識する能力が必要である。
- ウ． 被害者が幼児である場合における被害者側の過失とは、被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者の過失をいうのであり、両親より幼児の監護を委託された保育園の被用者の過失は含まれない。
- エ． 身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害が加害行為のみによって通常発生する程度や範囲を超えるものであり、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害賠償額を定めるにつき、過失相殺の規定を類推適用して、損害の拡大に寄与した被害者の心因的要因を斟酌することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. エ 5. 誤っているものはない

【第30問】（配点：3）

重大な過失に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせさせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.34】）

- ア． 建物の賃借人が失火によりその建物を焼失させ、その返還義務を履行できなくなった場合、賃借人は、故意がなく、かつ、重大な過失がなければ、賃貸人に対し損害賠償責任を負わない。
- イ． 心裡留保の場合、相手方が表意者の真意を知らなかったとしても、知らないことについて重大な過失がなければ、その意思表示は有効である。
- ウ． 被用者のした取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合であっても、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものでなく、かつ、その行為の相手方がその事情を知らず、又は、重大な過失によりそれを知らないで、取引をしたときは、取引の相手方である被害者は、使用者に対し、その損害の賠償を請求することができない。
- エ． 債権の譲渡禁止特約がある場合、債権の譲受人が、その特約の存在を知らなかったとしても、これについて重大な過失があるときは、その債権を取得することができない。
- オ． 債権の準占有者に対する弁済がその効力を有するのは、弁済者が善意であり、かつ、重大な過失がなかった場合である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第31問】（配点：3）

内縁配偶者と第三者との関係に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.35]）

1. 建物賃借人Aの内縁の妻Bは、Aが死亡した場合、Aの相続人と並んで同建物の共同賃借人となるので、同建物に居住する権利を主張することができる。
2. 不法行為による生命侵害の場合、被害者Aの配偶者Bは、Bに対する加害者の故意過失を証明することなく、固有の慰謝料を請求することができるが、被害者Cの内縁配偶者Dは、Dに対する加害者の故意過失を証明した場合に限り、慰謝料を請求することができる。
3. 不法行為による生命侵害の場合、被害者Aの扶養を受けていた内縁配偶者Bは、Aに相続人（Aの兄弟）がいる場合であっても、BがAから受けることができた将来の扶養利益の喪失を損害として、加害者に対し、その賠償を請求することができる。
4. 内縁夫婦が夫婦共有名義の建物に同居していたところ、内縁の夫Aが死亡した場合、建物にそのまま居住し続ける内縁の妻Bは、Aの相続人からの建物使用に係る不当利得返還請求を拒絶することができない。
5. 内縁夫婦ABの一方Bと日常の家事に関する取引をした第三者は、BにAの代理権があることを主張して、Aにその取引に基づく債務の履行を請求することができない。

【第32問】（配点：2）

実親子関係に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.36]）

1. 未認知の18歳の子が婚姻した後、父が子を認知するためには、子の承諾が必要である。
2. 父に認知された子が父と母の婚姻によって準正された後、その婚姻が重婚を理由に取り消されても、子は嫡出子の身分を失わない。
3. 父が胎児を認知するためには、母の承諾が必要であるが、父が認知しない場合は、母は胎児を代理して認知の訴えを提起することができる。
4. 未成年者が認知をする場合でも、法定代理人の同意は不要である。
5. 夫が、婚姻外でもうけた子を妻の子として嫡出子出生届をしたとき、嫡出否認の訴えによって父子関係を争うことはできない。

【第33問】（配点：2）

養子縁組に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.37]）

1. 夫の氏を称する婚姻をしている夫婦が共同して養親となった場合において、養子は養父とのみ離縁することができるが、縁氏の続称を選択した場合を除き、離縁によって縁組前の氏に復する。
2. 父がその死の直前に遺言により14歳の少年を認知したとき、その父の親は、少年の母の承諾のみによって少年を養子にすることができる。
3. 離縁は、離縁時に養子がまだ18歳であっても、家庭裁判所の許可は不要であり、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議ですることができる。
4. 特別養子縁組の離縁は、民法の定める事由が存在する場合に、養子、養親、実父母又は検察官の請求により、家庭裁判所が行う。
5. 特別養子縁組の養親となる者は配偶者のある者でなければならないが、夫婦の一方は必ず他の一方と同時に養親にならない。

【第34問】（配点：2）

相続の対象に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。
（解答欄は、[No.38]）

1. 使用貸借の借主が死亡した場合、相続人が使用借権を相続する。
2. 賃貸借契約に基づく貸借人の債務を保証した者の相続人は、相続開始後に生じた賃料債務について履行をする責任を負わない。
3. 不法行為による生命侵害の慰謝料請求権は、被害者が生前に請求の意思を表明していなければ、相続人には承継されない。
4. 被相続人が第三者から与えられていた代理権は、相続人に承継されない。
5. 相続人は、被相続人の占有についての善意・悪意の地位を当然に承継する。

【第35問】（配点：2）

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.39]）

- ア. 公正証書によって遺言をするには、少なくとも一人の証人の立会いがなければならない。
- イ. 成年に達した者でなければ遺言をすることはできない。
- ウ. 子に建物を遺贈する旨の遺言をした遺言者が、その後、配偶者にその建物を贈与した場合、その建物の遺贈に関する部分については、遺言を撤回したものとみなされる。
- エ. 推定相続人Aの配偶者と子は遺言の証人になることができないが、Aの兄弟姉妹は遺言の証人となることができる。
- オ. 公正証書による遺言を除き、遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第36問】（配点：2）

株式会社の規律に関する次の1から5までの各記述のうち、会社債権者の保護を目的としないものはどれか。（解答欄は、[No.40]）

1. 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができないものとされている。
2. 株式会社は、一定の期間、計算書類を本店に備え置かなければならないものとされている。
3. 株式会社による自己の株式の取得は、一定の場合を除き、対価として交付する財産の帳簿価額が分配可能額を超えない範囲内でのみ、行うことができるものとされている。
4. 会社法上の公開会社は、第三者割当ての方法により特に有利な金額で募集株式を発行する場合、株主総会の特別決議によって募集事項を定めなければならないものとされている。
5. 会計監査人設置会社においては、計算書類は、会計監査人の監査を受けなければならないものとされている。

【第37問】（配点：2）

株式会社の設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.41]）

- ア. 判例によれば、設立費用に属する取引については性質上当然に成立後の会社に帰属し、会社が定款記載の設立費用の額を超えて弁済した場合、当該会社は、その超過額について発起人に求償することができる。
 - イ. 発起設立の場合において、発起人は、払込みの取扱いをした銀行に対し、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。
 - ウ. 発起人は、自らが行った現物出資の目的財産の価額が定款に定めた額に著しく不足する場合でも、職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明すれば、会社に対して当該不足額を支払う義務を免れることができる。
 - エ. 設立を無効とする判決が確定しても、判決の効力には遡及効はなく、当該会社について清算手続が開始されることになる。
 - オ. 会社が発行することのできる株式の総数は、公証人の認証を受ける時に定款に記載され、又は記録されている必要はないが、会社成立の時までには定款で定めなければならない。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第38問】（配点：2）

株式の譲渡に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.42]）

- 1. 譲渡制限株式の株主から当該株式の譲渡について承認を求められた場合において、会社が当該株式を自ら取得することを通知したときは、当該通知を受けた当該株主が改めてこれを承諾した時に当該株式の売買契約が成立する。
- 2. 会社は、発行する株式の全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該会社の承認を要する旨の定めを設けることができる。
- 3. 会社法上の公開会社でない株券発行会社において、株券が発行されていないときは、株式を譲渡しようとする株主は、会社に対し、株券の発行を請求する必要がある。
- 4. 株券発行会社の譲渡制限株式の譲渡について、株式取得者は、会社に対し、当該株式に係る株券を提示して、当該株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。
- 5. 譲渡制限株式の譲渡について、会社がこれを承認しない旨の決定をするときは当該会社又は指定買取人が買い取ることを会社に対して請求した株主は、指定を受けた旨及び買い取る対象株式の数の通知を指定買取人から受けたときは、その後は、指定買取人の同意を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。

【第39問】（配点：2）

自己の株式の取得に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.43]、[No.44] 順不同）

- 1. 取得請求権付株式の取得について、会社が取得の対価として交付する当該会社の他の株式以外の財産の帳簿価額が分配可能額を超えてはならないという規律は、設けられていない。
- 2. 取締役会設置会社は、市場において行う取引により当該会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。
- 3. 会社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の割当てをする場合には、自己株式に対して募集株式の割当てをすることができる。
- 4. 内容の異なる2以上の種類の株式を発行している会社は、株主総会の決議により、そのうち

- 1の種類株式だけを取得することができる。
5. 自己の株式の取得が行われた場合、貸借対照表上は、取得の対価として交付された財産の帳簿価額相当額が純資産の部（株主資本）から控除される形で表示される。

〔第40問〕（配点：2）

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.45〕）

- ア. 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社においては、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする旨を定めたときを除き、株主総会の招集通知は、当該株主総会の日より1週間前までに、発しなければならない。
- イ. 会社は、株主総会に係る招集の方法及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。
- ウ. 株主総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、本店の所在地又はこれに隣接する地に招集しなければならない。
- エ. 株主は、株主総会において、自らが議決権を行使することができない事項については、当該株主総会の目的である事項につき議案を提出することができない。
- オ. 株主総会で株主から特定の事項について説明を求められた場合において、当該事項について説明をするために調査をすることが必要であるときは、当該株主が株主総会の日より相当の期間前に当該事項を当該会社に通知していたとしても、取締役は、当該株主総会において、説明をする必要はない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第41問〕（配点：2）

取締役に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.46〕）

- ア. 親会社の代表取締役は、その子会社である株式会社の社外取締役となることができない。
- イ. 取締役の報酬として金銭でないものについてその具体的な内容を定める議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該内容を相当とする理由を説明しなければならない。
- ウ. 委員会設置会社でない会社法上の公開会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、定款又は株主総会の決議によってその任期を短縮することはできるが、これを伸長することはできない。
- エ. 取締役を解任する株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- オ. 株主総会の決議により取締役が解任された場合において、当該決議に取消事由が存するときは、当該決議の取消しにより取締役となる者は、当該決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第42問】（配点：2）

甲株式会社は、資本金の額が3億円の取締役会設置会社である。甲株式会社には、A、B、C、D、E及びFの6名の取締役が置かれ、代表取締役にはAが選定されている。甲株式会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

- ア. 判例によれば、代表取締役Aの解職の議案が提出されている取締役会において、Aは、その議決に加わることができない。
- イ. 甲株式会社の取締役会で特定の決議がされた場合において、当該決議に参加したDが当該取締役会の議事録に異議をとどめなかったときは、Dは、その決議に賛成したものと推定される。
- ウ. 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財についての取締役会の決議につき、A、B及びCの3名による決議をもって行うことができる旨を取締役会で定める場合、この3名のうち1名は社外取締役でなければならない。
- エ. 甲株式会社は、定款の定めにより、取締役会の決議の定足数を議決に加わることのできる取締役の3分の1以上とすることができる。
- オ. 甲株式会社の取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備の決定をAに委任することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第43問】（配点：2）

監査役又は監査役会に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.48]）

- ア. 株式会社の監査役は、当該会社の子会社の取締役を兼ねることができない。
- イ. 監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、その過半数は、社外監査役でなければならない。
- ウ. 監査役会設置会社において、取締役が会計監査人の報酬を定める場合には、監査役会の同意を得なければならない。
- エ. 監査役は、正当な理由がない限り、株主総会の特別決議によっても、解任することができない。
- オ. 監査役会において会社の業務及び財産の状況の調査の方法の決定をした場合、監査役は、その権限の行使に当たり、当該決定に従わなければならない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第44問】（配点：2）

会計参与に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.49]）

- ア. 会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない。
- イ. 監査役設置会社及び委員会設置会社でない株式会社において、会計参与は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主に報告しなければならない。
- ウ. 株式会社の取締役は、当該会社の親会社の会計参与となることができる。
- エ. 会計参与も、株主代表訴訟の対象となる。
- オ. 委員会設置会社でない株式会社において、会計参与は、計算書類及びその附属明細書の作成に際し、代表取締役と意見が一致しないときは、その旨を当該計算書類又は附属明細書に記載することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第45問】（配点：2）

委員会設置会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.50]）

- ア. 取締役は、執行役を兼ねることはできるが、使用人を兼ねることはできない。
- イ. 指名委員会は、株主総会に提出する取締役及び執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。
- ウ. 監査委員は、だれでも、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、当該委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- エ. 執行役が一人しか置かれていないときは、その執行役が代表執行役となる。
- オ. 報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬の内容を決定する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第46問】（配点：2）

株式会社の計算に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.51]，[No.52] 順不同）

- 1. 資本準備金の額の減少の手續に瑕疵がある場合、その無効は、会社法が定める会社の組織に関する行為の無効の訴えをもってのみ、主張することができる。
- 2. 資本準備金は、欠損てん補のためにその額を減少することができる。
- 3. 剰余金の配当の制限の基準となる分配可能額の算定に当たっては、最終事業年度の末日後の剰余金の変動も含められることがある。
- 4. 資本金の額は、登記事項ではない。
- 5. 設立に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額のうち資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

【第47問】（配点：2）

株式会社における事業の譲渡に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.53]）

- 1. 事業の全部の譲渡が行われる場合においては、譲渡をする会社が譲受けをする会社の特別支配会社であるときであっても、譲受けをする会社において、株主総会の決議による承認を受けなければならない。
- 2. 事業の全部の譲渡をしても、当該譲渡をした会社は、当然には消滅しない。
- 3. 事業の譲受けをした会社が当該譲受けに係る財産の移転につき第三者に対抗するには、個々の財産についての対抗要件を具備しなければならない。
- 4. 事業の譲渡において、当該事業に含まれる特定の債務を承継しない旨を事業譲渡契約で定め、この事業譲渡を承認する株主総会の決議があった場合、当該債務は承継されない。
- 5. 事業の譲渡においては、事業の全部の譲受けをする場合を除き、譲受けをする会社の株主には、株式買取請求権は認められていない。

【第48問】（配点：2）

社債に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.54]）

- ア. 合名会社は、社債を発行することができる。
- イ. 社債管理者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理を行わなければならない。
- ウ. 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- エ. 社債管理者は、社債に係る債権の実現を保全するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、裁判上の行為をすることができる。
- オ. 募集社債の総額が最終事業年度の末日における貸借対照表上の純資産額を超える社債の発行をするためには、株主総会の決議によらなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第49問】（配点：2）

個人の商人（小商人に当たる者を除く。）の商号に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.55]，[No.56] 順不同）

- 1. 商号は、営業とともにする場合には譲渡することができるが、営業を廃止する場合には譲渡することができない。
- 2. 他人が登記した商号は、同じ市町村内において、同一の営業のために登記することはできない。
- 3. 商号の譲渡は、その登記をしなくとも、悪意の第三者に対抗することができる。
- 4. 不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある商号を使用している者があるときは、これにより営業上の利益を侵害されるおそれがある商人は、その名称を商号として登記していなくとも、その者に対し、その侵害の予防を請求することができる。
- 5. 商号は、相続の目的となる。

【第50問】（配点：2）

個人の商人が選任する支配人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.57]）

- ア. 支配人は、営業所のうち支店に置かれるものであり、本店に置くことはできない。
- イ. 支配人は、弁護士でなくとも、商人に代わってその営業に関する裁判上の行為をする権限を有する。
- ウ. 支配人は、商人の許可を受けないで、自ら営業を行うことや他の商人の使用人となることができない。
- エ. 支配人を選任したものの、その登記をしていない場合は、商人は、その支配人が当該商人のためにすることを示して行った取引の相手方に対し、当該取引が有効であると主張することができない。
- オ. 判例によれば、営業所としての実質がない場所を営業所と称し、そこに置いた使用人に支配人類似の名称を付している場合には、この使用人は表見支配人に該当する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第51問】（配点：2）

商行為によって生じた債務に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.58]）

- ア. 当該債務を数人の者が負担する場合であっても、その債務が一人のために商行為となる行為によって負担したものであるときは、当該債務は、連帯債務とはならない。

イ. 当該債務が附属的商行為によって生じたものであっても、商法に別段の定めがある場合及び他の法令に5年間より短い時効期間の定めがある場合を除き、債権者が5年間行使しないときは、当該債務に係る債権は、時効によって消滅する。

ウ. 判例によれば、当該債務が商行為によって生じた債務である限り、その債務者又は債権者のいずれのために商行為となるものであるかを問わず、その債務に関する法定利率は、年6分である。

エ. 当該債務に係る債権が指図債権であっても、取引の性質又は当事者の意思表示によってその履行をすべき場所が定まらない限り、債権者の現在の営業所で履行しなければならない。

オ. 当該債務が商人間における金銭の消費貸借によって生じたものであるときは、貸主は、約定をしなくとも、当該債務につき、法定利率による利息を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第52問】（配点：2）

匿名組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.59】）

ア. 匿名組合契約は、有償、双務の諾成契約である。

イ. 匿名組合員の出資は、すべて営業者の財産に属し、契約当事者の共有財産となるものではない。

ウ. 匿名組合契約においては、匿名組合員に対して利益の分配をしない特約をすることは許されないが、匿名組合員が損失の負担をしない特約は可能である。

エ. 匿名組合員は、労務をその出資の目的とすることができる。

オ. 匿名組合契約は、匿名組合員又は営業者が死亡し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、終了する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第53問】（配点：2）

為替手形、約束手形及び小切手に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.60】）

ア. 為替手形においては、支払人が引受けをした場合に主たる債務者となるが、小切手においては、支払人が引受けをすることは禁止されており、主たる債務者はいない。

イ. 為替手形及び約束手形の満期は、一覧払、一覧後定期払、日附後定期払及び確定日払の4種類があるが、小切手の満期は、一覧払及び確定日払に限られる。

ウ. 為替手形及び小切手は、他人に支払を委託する証券であり、支払人が不可欠であるが、約束手形は、自ら支払を約束する証券であるから、支払人は存在しない。

エ. 為替手形及び約束手形については、受取人を記載しない無記名式は許されないが、小切手については、無記名式も許され、指図式小切手とみなされる。

オ. 約束手形については、第三者方払は振出人の住所地以外とすることが可能であるが、為替手形及び小切手については、第三者方払は支払人の住所地以外とすることはできない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第54問】（配点：2）

約束手形に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.61]）

1. 乙が代理権を有しないにもかかわらず「甲代理人乙」名義で約束手形を振り出した場合、手形所持人は、乙に対し、甲に表見代理が成立するときであっても、手形法が定める無権代理人の責任を追及することができる。
2. 乙が何ら権限を有しないにもかかわらず「甲」名義で約束手形を振り出した場合、乙は、手形所持人に対し、手形法が定める無権代理人の責任の規定の類推適用により、責任を負う。
3. 甲が乙に自己の名称を使用して営業をすることを許諾していた場合において、乙が甲の名称を使用して営業することがなかったときは、甲は、許諾した営業の範囲内と認められる営業のために乙が「甲」名義で振り出した約束手形につき、責任を負わない。
4. 甲株式会社の代表取締役乙が約束手形の裏書欄に「甲株式会社」と記載し、会社印を押印しただけで、乙の自署又は記名捺印がない場合、当該裏書は、甲株式会社の裏書としての効力を生じない。
5. 甲株式会社の代表取締役乙が約束手形を振り出した場合において、その振出人の記載が甲株式会社のためにする旨の表示であるとも、乙個人のためにする表示であるとも解し得るときは、真実の趣旨を知らない受取人は、甲及び乙のいずれに対しても手形金の請求をすることができる。

【第55問】（配点：2）

訴訟物に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.62]、[No.63] 順不同）

1. Xが、Yの1個の不法行為によりXの身体に傷害を負ったとして、それによって生じた損害の賠償を一つの訴えによって求めた場合に、Xが損害項目として治療費、逸失利益及び慰謝料を主張しているときは、損害項目ごとに訴訟物を異にする。
2. 賃貸人Xが、借借人Yに対し、賃貸借契約の終了に基づく目的物の返還を求める訴えを提起した場合に、Xが賃貸借契約終了原因として、Yの賃料不払による解除及びYの用法違反による解除を主張しているときは、訴訟物は1個である。
3. 貸主Xが、借主Yに対し、貸金債権及びその利息債権を請求する訴えを提起したときは、訴訟物は複数である。
4. Xが、Yに対して1000万円の支払を求める訴えを提起した場合に、Xが「Yに対して1000万円を貸し付けた。仮に借り受けたのがYではなくAであったとしても、YはAの返還債務につき保証したので、いずれにせよ1000万円の支払義務がある。」と主張しているときは、給付義務が1個であるから、訴訟物は1個である。

【第56問】（配点：2）

形式的形成訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.64]）

1. 共有物分割の訴えは、どのような要件事実に基づいて判断すべきかが法律上規定されていない形式的形成の訴えであるから、共有物分割の訴えにおいては、訴訟上の和解をすることができない。
2. 共有物分割の訴えにおいて、当事者全員が現物分割を主張していても、裁判所は、目的物を競売してその代金を分割することを命じることができる。
3. 筆界（境界）確定の訴えにおいて、審理の結果、証拠上筆界が明らかにならなかった場合には、裁判所は、請求棄却判決をする。

4. 筆界（境界）確定の訴えにおいて、被告が原告の請求を認諾する意思表示をしている場合であっても、裁判所は、直ちに認諾により訴訟を終了させることはできないが、証拠調べをした結果、裁判所も原告の主張する境界が相当であるとの心証に至った場合には、認諾により訴訟を終了させることができる。
5. 筆界（境界）確定の訴えにおいて、第一審判決を不服として第一審被告が控訴した場合、不利益変更禁止の原則により、控訴審裁判所は、第一審判決を第一審原告に有利に変更することはできない。

【第57問】（配点：2）

遺言執行者の訴訟上の地位に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.65]，[No.66] 順不同）

1. 特定不動産の受遺者が、遺言の執行として当該不動産の所有権移転登記手続を求める訴えを提起するときは、相続人ではなく遺言執行者を被告とすべきである。
2. 遺言の執行として受遺者に対し遺贈による所有権移転登記がされている場合において、相続人が当該所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起するときは、遺言執行者を被告とすべきである。
3. 特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言がされている場合において、当該不動産を賃借していると主張する者が賃借権の確認を求める訴えを提起するときは、遺言書に当該不動産の管理及び相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情のない限り、遺言執行者ではなく、当該相続人を被告とすべきである。
4. 相続人が遺言の無効を主張して、相続財産について自己が持分権を有することの確認を求める訴えを提起するときは、遺言執行者を被告とすることは許されない。

【第58問】（配点：2）

Aは、B、C、D及びEを共同被告として、Q地方裁判所に訴えを提起した。B及びCは、住所が分かっている。Dは、住所、居所、営業所及び事務所のいずれも不明であるが、Fの事務所で雇われていることが分かっている。Eは、未成年者であり、母Gとは同居しているが、父Hは単身赴任先に住所がある。

この事件について、送達に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.67]）

1. Aは、Q地方裁判所の管轄区域外にある友人I宅を、Q地方裁判所に送達場所として届け出た。Aに対する第1回口頭弁論期日の呼出状の送達は、友人I宅においてする。
2. Bは、Jを被告として訴えている別件訴訟の原告として、和解期日に出席するためQ地方裁判所に出頭した。裁判所書記官は、Bに対し、自ら訴状の送達をすることができる。
3. 郵便の業務に従事する者は、Cの住所において、Cが不在である場合、同居の妻Kに訴状を交付することができる。
4. Dに対する訴状の送達は、Fの事務所においてすることができる。
5. Eに対する訴状の送達は、父Hに対し、Hの住所地においてするとともに、母Gに対し、Gの住所地においてしなければならない。

【第59問】（配点：2）

管轄に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。なお、次の1から5までの各記述において、Xは名古屋市に、Yは東京都千代田区に、Zは大阪市にそれぞれ住所を有するものとする。また、当事者間には管轄又は義務履行地に関する特段の合意はないものとする。（解答欄は、[No.68]）

1. Yに対し500万円の貸金返還請求権を有しているXは、YのZに対する同額の請負代金債権を代位行使し、Zに対し、同額の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起することができる。
2. Xが、千葉市において所有する建物をYに代金1000万円で譲渡したが、Yが代金を支払わない場合、XはYに対する売買代金の支払を求める訴えを千葉地方裁判所に提起することができる。
3. Xが、京都市においてYが製造販売した毒性のある食物を同市で摂取し、大阪市において発病した場合、Xは、Yを被告とする不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起することができる。
4. Xは、東京都千代田区において建物甲を、大阪市において建物乙をそれぞれ所有しているところ、建物甲に居住する賃借人Y及び建物乙に居住する賃借人Zに対し、その所有権に基づき、それぞれが占有する各建物の明渡しを請求する場合、Xは、Y及びZを被告として、東京地方裁判所に訴えを提起することができる。
5. Xが所有する静岡市所在の土地に、Yのために抵当権設定登記が経由されている場合、Xは、Yを被告とする当該抵当権設定登記の抹消登記手続を求める訴えを提起するときは、静岡地方裁判所に提起しなければならない。

【第60問】（配点：2）

訴訟委任に基づく訴訟代理人に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.69]、[No.70] 順不同）

1. 訴訟委任に基づく訴訟代理人の資格は、弁護士に限られるから、簡易裁判所の事件であっても、弁護士でない者を訴訟代理人とすることは許されない。
2. 判例によれば、弁護士が、弁護士法第25条第1号の、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件については、その職務を行ってはならないとの規定に違反して、訴訟行為を行った場合には、相手方当事者は、当該訴訟行為に異議を述べ、裁判所に対し、排除を求めることができる。
3. 訴訟の当事者が死亡した場合でも、当該当事者に訴訟代理人がいるときは、訴訟手続は中断しない。
4. 当事者が委任した弁護士を解任した場合、直ちに訴訟代理権の消滅の効果が生じ、本人又は代理人から相手方にこれを通知する必要はない。

【第61問】（配点：2）

準備的口頭弁論に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.71]）

1. 準備的口頭弁論の期日は、当事者の一方だけを呼び出して行うことができる。
2. 準備的口頭弁論は、受命裁判官に命じて行わせることができない。
3. 準備的口頭弁論の期日を傍聴するためには、裁判所の許可が必要である。
4. 準備的口頭弁論の期日においては、文書の証拠調べをすることができない。
5. 当事者は、準備的口頭弁論終了後の最初の口頭弁論期日において、準備的口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

【第62問】（配点：2）

専門委員に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.72】）

1. 口頭弁論又は弁論準備手続の期日において、専門委員が、書面又は口頭により専門的知見に基づく説明をする場合、裁判所は、専門委員がした説明について、当事者に意見を述べる機会を与える必要はない。
2. 口頭弁論又は弁論準備手続の期日において、専門委員が、書面又は口頭により説明をした場合、裁判所は、その結果を証拠資料として用いることはできない。
3. 証人尋問の期日において、専門委員を手続に関与させる場合、専門委員は、当事者の同意を得ずに証人に直接に問いを発することができる。
4. 当事者双方が専門委員を手続に関与させる決定の取消しを求めた場合において、裁判所は、取消しが相当であると認めたときに限り、この決定を取り消すことができる。
5. 口頭弁論又は弁論準備手続の期日において、専門委員が、書面又は口頭により専門的知見に基づく説明をする場合、裁判所は、専門委員に宣誓をさせなければならない。

【第63問】（配点：2）

攻撃防御方法に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.73】）

- ア. 当事者が故意により時機に後れて提出した攻撃防御方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとならない場合でも、裁判所はこれを却下することができる。
- イ. 実体法上の形成権を訴訟上行使する旨の主張は、時機に後れた攻撃防御方法の却下の対象とならない。
- ウ. 攻撃防御方法の提出が時機に後れたと判断される場合、裁判所は、それが唯一の証拠方法であっても却下することができる。
- エ. 控訴審において初めて提出した攻撃防御方法が時機に後れたものかどうかは、第一審以来の訴訟手続の経過を勘案して判断すべきである。
- オ. 請求の原因に関する中間判決がなされた場合、中間判決に接着する口頭弁論終結前に存在していた事実であっても、これを主張しなかったことにつき相当の理由があることの証明があったときは、当該審級においてその事実を主張して中間判決で示された判断を争うことが許される。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第64問】（配点：2）

証明と疎明に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.74】）

- ア. 主要事実を立証するためには証明が必要であるが、間接事実を立証するには疎明で足りる。
- イ. 疎明のための証拠方法には人証も含まれる。
- ウ. 民事保全法上の保全命令の発令要件の立証は、疎明で足りる。
- エ. 疎明も、民事訴訟法の定める証拠調べの手続に従わなければならない。
- オ. 訴訟要件に関する抗弁の一つである仲裁契約の立証は、疎明で足りる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第65問】（配点：2）

Xは、甲土地上に設置されているブロック塀の一部が突然倒壊して頭部に当たり負傷したことから、甲土地を占有するY又は甲土地を所有するZのいずれかが、Xに生じた損害を賠償すべきであるとして、Y及びZを共同被告として訴えを提起し、同時審判の申出をした。

この訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.75]）

1. Zは、Yが甲土地を占有しているとして、YZ間で締結された賃貸借契約に係る賃貸借契約書を書証として提出した。この場合、裁判所は、XのYに対する請求の関係で当該賃貸借契約書を証拠として利用することができる。
2. Yは、甲土地のブロック塀の一部が倒壊し、Xに当たったとのXの主張事実を認めた。この場合、Yの自白は、Zを拘束しない。
3. Xは、Yに対する訴えのみを取り下げることができない。
4. 裁判所が、Yに対する請求を棄却し、Zに対する請求を認容する1個の判決をした場合において、Zのみが控訴したときは、この判決中、XのYに対する請求を棄却した部分は確定する。
5. 裁判所が、Yに対する請求を棄却し、Zに対する請求を認容する1個の判決をした場合において、X及びZが控訴したところ、各控訴事件が同一の裁判所に係属したときは、両事件の弁論及び裁判は、併合して行わなければならない。

【第66問】（配点：2）

Xは、甲土地を所有するAから、甲土地を買い受けたと主張して、これを占有しているYに対し、所有権に基づいて甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。この訴訟に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.76]、[No.77] 順不同）

1. Yにおいて、Xが甲土地を所有していることを認めた場合、権利自白として自白の拘束力を認める見解によれば、Xは、請求原因事実として、甲土地をAから買い受けたことについて立証する必要がない。
2. Xは、請求原因事実として、甲土地の所有権の取得原因事実を主張立証しなければならないが、その場合、判例の趣旨に照らせば、Xが甲土地につきAと売買契約を締結したことに加えて、当該売買契約に基づく所有権移転登記を具備したことについて主張立証責任を負う。
3. Yは、Xとの間で甲土地につき賃貸借契約を締結したと主張している。これに対し、Xは、同人の息子がYとの賃貸借契約をXに無断で契約したものであるとして、争いたいと考えている。この場合、判例によれば、賃貸借契約締結の事実についての主張立証責任は、占有権原を主張するYにあるのであり、Xにおいて、息子がYと甲土地につき賃貸借契約を締結したこと的主張立証責任を負うものではない。
4. Yは、Xと甲土地につき賃貸借契約を締結したと主張しているところ、Xは、この事実は否定できないが、再抗弁として、この賃貸借契約は、賃料不払により解除されたと主張したいと考えている。この場合、判例によれば、Xは、法定解除権の発生要件として、所定の期限までに賃料を支払わなかった事実について主張立証責任を負う。
5. Yは、Xが甲土地を取得した後にこれをBに売却したのでXは甲土地の所有者ではなくなった旨主張したいと考えている。この場合、判例によれば、Yは、XがBとの間で売買契約を締結したことを主張立証すれば足り、売買代金が支払われた事実については主張立証責任を負わない。

【第67問】（配点：2）

文書に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.78】）

1. 判例によれば、訴え提起後に挙証者自身が作成した文書は、実質的に相手方の反対尋問の機会を奪うことになるので、証拠能力が認められない。
2. 作成名義人による署名がある私文書は、形式的証拠力が事実上推定され、相手方の反証によりこの推定が覆されなければ実質的証拠力が法律上推定される。
3. 訴訟において相手方の主張を争うのは自由であるから、当事者が、相手方提出の文書が真正に成立したものであることを知りながら、その成立を争ったとしても、何らの制裁を受けることはない。
4. 別件訴訟において行われた証人尋問の調書の写しは、これを証拠とすることを認めると、相手方の反対尋問の機会を奪うだけでなく、直接主義の原則に反することになるので、その証人の尋問を行うことが困難な場合であっても、書証として提出することはできない。
5. 裁判所が当事者からの申立てを採用して行った文書送付嘱託に基づき、文書所持者から裁判所に送付された文書についても、相手方がその成立を争った場合には、その成立が真正であることを証明しなければならない。

【第68問】（配点：2）

証拠調べに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.79】）

1. 証拠の申出は、裁判所に対する訴訟行為であるから、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においてしなければならない。
2. 証人尋問期日に当事者の一方が欠席した場合、交互尋問をすることができないので、証人尋問をすることは許されない。
3. 裁判所外で証拠調べをするときも、直接主義の要請から、受訴裁判所の構成員全員がこれに関与しなければならない。
4. 集中証拠調べの対象となる証拠調べは、証人及び当事者本人の尋問であるから、文書や検証物の取調べは、集中証拠調べの期日より前に行うのが原則である。
5. 証拠保全は、あらかじめ証拠調べをしておく必要がある場合のための制度であるから、訴訟手続において証拠調べができるようになった訴え提起後は、証拠保全をすることができない。

【第69問】（配点：2）

XはYに対して、甲土地の所有権の確認を求める訴えを提起し、その判決が確定したとする（以下この判決を「前訴判決」という。）。次の1から4までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.80】，【No.81】 順不同）

1. 前訴判決がXの請求棄却であったとする。XがYに対して甲土地の所有権の確認を求める後訴を提起することは、前訴判決の既判力に触れるので却下される。
2. 前訴判決がXの請求棄却であり、その理由がYが甲土地の所有者であるという判断に基づいていたとする。YのXに対する甲土地の所有権の確認を求める後訴でXが前訴判決基準時におけるYの所有権を争うことは、いわゆる一物一権主義により既判力によって妨げられる。
3. 前訴判決がXの請求認容であったとする。XがYに対して甲土地の所有権の確認を再度求める後訴は、前訴判決の既判力に抵触するとの理由で却下されることはない。
4. 前訴判決がXの請求認容であったとする。その後Xから甲土地を借り受けたZが債権者代位権の行使としてYに対して甲土地の引渡しを求めたときには、Yは前訴判決基準時におけるXの所有権の存在と矛盾しない攻撃防御方法のみ提出できる。

【第70問】（配点：2）

請求の放棄又は認諾に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.82]、[No.83] 順不同）

1. 請求の放棄は、原告が訴訟外で請求に理由のないことを認めている場合にも成立し、そのことを被告が訴訟において証明したときは、放棄調書の作成により訴訟が終了する。
2. 請求の放棄をするには、被告が本案について口頭弁論をした後であっても、被告の同意を必要としない。
3. 共同相続人の一人が、他の共同相続人全員に対し、甲財産が遺産に属することの確認を求め訴えを提起した場合、判例の趣旨によれば、被告ら全員が認諾しなければ、認諾の効力は生じない。
4. 人事訴訟である離縁の訴えにおいても、請求の放棄及び認諾は許される。
5. 売買代金支払請求事件において、被告が、同時履行の抗弁を主張しつつ、原告の請求を認めた場合、同時履行の抗弁の付着した認諾が成立し、認諾調書の作成により訴訟は終了する。

【第71問】（配点：2）

補助参加に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.84]）

- ア. 補助参加人は、参加後は証人になることはできない。
- イ. 判決が確定した後でも、補助参加の申出とともに再審の訴えを提起することができる。
- ウ. 補助参加人がする訴訟行為は、被参加人に有利なものであっても、効力を生じないことがある。
- エ. 補助参加の参加の理由が、友情に基づき応援したいというものである場合は、裁判所は、当事者の異議がなくても、参加を許さない旨の裁判をすることができる。
- オ. 補助参加の申出は、参加的効力が及ぶ被参加人の同意がなければ、取り下げることができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第72問】（配点：2）

再審に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.85]）

- ア. 再審の訴えには、判決の確定を防止する効果はないが、移審の効果はある。
- イ. 判例によれば、再審事由については限定列举主義がとられているので、これを類推適用することは許されない。
- ウ. 当事者が再審事由を控訴審において主張したが、これが容れられず控訴棄却判決が確定した場合でも、当該再審事由がある限り再審の訴えを提起することは許される。
- エ. 判例によれば、口頭弁論終結後の承継人として既判力の拡張を受ける者は、特定承継の場合も含めて、再審の訴えの原告適格を有する。
- オ. 決定又は命令に対しても再審の申立てが許される場合がある。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第73問】（配点：2）

民事訴訟法における異議に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.86]，[No.87] 順不同）

1. 裁判長の釈明権の行使に対して不服がある当事者は，受訴裁判所に対して異議を申し立てることができる。
2. 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては，その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。
3. 少額訴訟の終局判決に対して不服がある当事者は，異議を申し立てることも控訴をすることもできる。
4. 手形訴訟の認容判決に対して不服のある当事者は，異議を申し立てることができ，その場合，事件は控訴審に係属することになる。
5. 支払督促に対して適法な督促異議の申立てがあったときは，第一審裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。

短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第1問] (配点：2)

次の【事例】について、後記AからCまでの各【見解】を採って、甲の行為と乙の死亡の間に因果関係があるかどうかを検討した場合、因果関係を認める【見解】として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.1])

【事例】

甲が乙に対して激しい暴行を加え、そのまま放置すれば1日後には死亡するような脳内出血の傷害を負わせ、その場を立ち去った。その直後に、乙は通行人に発見され、救急車で病院に搬送されることとなったが、その途中で救急車が大型トラックと衝突し、乙は、この事故により1時間後に内臓破裂のため死亡した。

【見解】

- A. 予測不可能な介入事情によって死期が早められなかったと認められるときに限り、実行行為と死亡の結果との間に因果関係が認められる。
- B. 予測不可能な介入事情によって死期が早められたとしても、被害者の死因が、実行行為により形成された傷害によって死亡したであろう場合の死因と同一であるときには、実行行為と死亡の結果との間に因果関係が認められる。
- C. 予測不可能な介入事情によって死期が早められたとしても、実行行為と死亡の結果との間に条件関係があるときには、実行行為と死亡の結果との間に因果関係が認められる。

- 1. A B C
- 2. A B
- 3. B C
- 4. A
- 5. C

[第2問] (配点：2)

次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.2])

- 1. 甲は、自己が経営する書店においてわいせつ図画である写真誌を販売するに当たり、当該写真誌をビニールで包装して、わいせつ性のない表紙だけが閲覧できるようにして陳列していた。この場合、甲には、わいせつ図画販売目的所持罪は成立しない。
- 2. 甲は、人通りの多い道路上で、自己の陰部を露出させたが、偶然にも、通行人はだれもそれに気付かなかった。この場合、甲には、公然わいせつ罪は成立しない。
- 3. 書籍の通信販売業を営んでいた甲は、日本語で書かれたわいせつ文書である小説を、外国語で書かれているかのように装って複数の外国人に販売したが、これを購入した顧客はいずれも日本語の読解能力に乏しかったため、その小説の内容を理解することができなかった。この場合、甲には、わいせつ文書販売罪は成立しない。
- 4. 甲は、友人の乙が誕生日を迎えることを知り、わいせつ図画であるDVD1枚を購入した上、これをお祝いとして乙にプレゼントした。この場合、甲には、わいせつ図画頒布罪は成立しない。
- 5. 甲は、公園内において、多くの人が見ている前で、乙に対し、その衣服全部をはぎ取るなどして強いてわいせつな行為をした。この場合、甲には、強制わいせつ罪が成立するが、公然わいせつ罪は成立しない。

【第3問】（配点：2）

正当防衛（刑法第36条第1項）の成立要件に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.3】）

ア. 正当防衛は、不正の侵害に対して成立するから、正当防衛行為に対する正当防衛は成立し得ない。

イ. 正当防衛は、急迫の侵害に対して成立するから、反撃行為を行った者が侵害を予期していた場合には正当防衛は成立し得ない。

ウ. やむを得ずにした行為として正当防衛が成立するには、防衛行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを要するから、防衛行為によって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合には正当防衛は成立し得ない。

エ. 正当防衛は、不正の侵害に対して成立するから、加害者の過失行為に対しては正当防衛は成立し得ない。

オ. 急迫不正の侵害がないのにあると誤信して、防衛の意思で反撃行為を行った場合には正当防衛は成立し得ない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第4問】（配点：2）

甲は、友人の乙から、同人が殺人を犯したことを打ち明けられていたが、ある日、乙が路上で警察官丙の職務質問を受けているのを見て、乙が殺人事件で逮捕されようとしているものと思い、その逮捕を免れさせようと考えた。次のアからオまでの甲の行為について、公務執行妨害罪が成立するものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.4】）

ア. 甲は、丙が付近道路に止めていたパトカーの発進を阻止するため、自己が運転していた自動車を、同パトカーが発進することの障害となる位置に移動して駐車させた。このため、丙は、職務質問後、乙を直ちに最寄りの警察署に任意同行することができなかった。

イ. 甲は、丙に対し、こぶし大の石1個を投げたが、丙の頭部をかすめたにすぎず、職務質問に現実の支障は発生しなかった。

ウ. 甲は、職務質問を受けている乙の左手をつかんで引っ張り、その場から走って逃走したところ、これを追いかけた丙が、走りながら、乙の右手をつかもうとして手を伸ばしたが、乙の右手をつかめずにバランスを崩して道路上に転倒した。

エ. 甲は、丙の注意をそらすため、道を尋ねるふりをして丙に話しかけ、そのすきに乙を逃走させた。

オ. 甲は、乙を逃走させるため、丙の背部をいきなり足で蹴って転倒させたが、乙は観念していたので逃走しなかった。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第5問】(配点：3)

次の【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、【No.5】)

【事例】

甲と乙が、丙に対して同時に1発ずつけん銃を発射し、そのうち1発は丙の頭部をかすめたものの命中せず、もう1発が丙の頭部に命中し、それにより丙は死亡した。丙の頭部に命中した銃弾が甲乙いずれのけん銃から発射されたものであるかは判明しなかった。

【記述】

ア. 甲と乙が、共同して丙を殺害する意思をもってけん銃を発射した場合、甲及び乙には殺人既遂罪の共同正犯は成立せず、殺人未遂罪の共同正犯が成立する。

イ. 甲は、乙がけん銃を発射することを知り、乙と共同して丙を殺害する意思で自らもけん銃を発射したが、乙は、甲がけん銃を発射することも丙を殺害しようとしていることも知らないまま、自分一人で丙を殺害する意思をもってけん銃を発射した場合、甲には殺人罪の共同正犯が成立し、乙には殺人未遂罪の単独犯が成立する。

ウ. 甲と乙は、互いに何ら意思の連絡なく、それぞれ丙を殺害する意思をもってけん銃を発射した場合、甲乙にはそれぞれ殺人未遂罪の単独犯が成立する。

エ. 甲は、丙を殺害する意思をもって、乙に対し、「あれはマネキン人形だ。一緒に射撃しよう。」とうそを言ったところ、乙はこれを鵜呑みにしてよく確認もせず丙をマネキン人形と誤信し、甲と共にけん銃を発射した場合、甲には殺人罪の単独犯が成立し、乙には重過失致死罪の単独犯が成立する。

オ. 甲と乙が、共同して丙に傷害を負わせる意思をもってけん銃を発射した場合、甲及び乙には傷害致死罪の共同正犯が成立する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第6問】(配点：3)

次の【事例】における甲の罪責について、「甲には犯人隠避教唆罪及び証拠偽造教唆罪が成立し、両罪は観念的競合となる。」との結論に達した場合、後記アからオまでの【論点と見解】のうち、この結論を導くための論拠となり得ないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、【No.6】)

【事例】

甲は、東京都内の銀行で強盗を行ってその後逃走したが、警察の捜査が自己に及んでいることを知り、アリバイ証人を作って自己の刑事責任を免れようと企て、知人の乙に対して、上記犯行の時刻ころ、乙と一緒に大阪市内にいたことにしてほしいと依頼して、その旨承諾させ、同人をして、甲の依頼に沿う内容虚偽の上申書を作成させた上、これを甲の強盗事件を捜査していた警察署の警察官に提出させた。

【論点と見解】

ア. 犯人隠避罪の「隠避」の意味について、蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れさせる一切の行為をいうが、犯人の逃走を容易にさせることによって官憲による犯人の身柄の確保を妨げる行為に限り、官憲による犯人の特定作用を妨げ、その結果として犯人の身柄の確保を妨げる行為は含まないとする見解

イ. 証拠偽造罪の「証拠」の意味について、参考人の虚偽供述は、「証拠」に含まれるが、文書化されたものに限るとする見解

ウ. 証拠偽造罪の「偽造」の意味について、文書偽造罪と同様、作成名義を偽る場合に限りとする見解

エ. 証拠偽造教唆罪の成否について、被教唆者・教唆者以外の者の刑事事件に関する証拠を偽造

するように教唆し、これが実行された場合に限って成立するとする見解

オ. 犯人隠避罪と証拠偽造罪の罪数関係について、両者の保護法益は、広義においては国家の刑事司法作用を保護するものであるが、前者は犯人の確保の観点から、後者は適正な証拠の収集の観点から、それぞれこれを妨害する行為を処罰するものであって、保護法益が異なることを重視する見解

1. ア イ ウ 2. ア ウ エ 3. ア エ オ 4. イ ウ オ 5. イ エ オ

【第7問】(配点：2)

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 7])

ア. 甲は、乙が所有する木造家屋に乙が現在しているものと思って、同家屋に放火し、これを全焼させたが、実際には同家屋はだれも現在していない空き家であった。この場合、甲には現住建造物等放火罪が成立するが、その刑は非現住建造物等放火罪の刑による。

イ. 甲は、男性の乙が、酩酊して暴れ回る女性の丙を取り押さえているのを目撃し、乙が丙に対し無理矢理わいせつ行為に及ぼうとしているものと誤信し、丙を助けるため、乙の腹部をゴルフクラブで数回強く殴打するなどの暴行を加えて重傷を負わせた。甲の暴行の程度が、甲が認識した急迫不正の侵害に対する防衛行為としての相当性を超えていた場合、甲には傷害罪は成立しない。

ウ. 甲は、乙に対する殺意をもって、乙の背後からけん銃を発射したところ、乙は赤ん坊の丙を抱いており、銃弾が乙の身体を貫通した後、丙にも命中して、乙及び丙の両名を死亡させた。甲が、乙に抱かれている丙の存在を認識していなかった場合でも、甲には乙及び丙に対する殺人罪が成立する。

エ. 甲は、公務員乙がその法令上の職務Aを執行するに当たり、乙が執行している職務がそれとは別の法令上の乙の職務Bであると誤信して乙の顔面を手拳で殴る暴行を加えた。乙の執行する職務が職務Bでなく職務Aであると分かっていたら、甲は上記暴行には及ばなかったという事情があった場合でも、甲には公務執行妨害罪が成立する。

オ. 甲は、客観的にはわいせつな文書を、その意味内容は理解したものの、その程度の性的描写であれば刑法上の「わいせつな文書」には該当しないと判断し、同文書を販売した。この場合、甲にはわいせつ文書販売罪は成立しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第8問】(配点：3)

甲の罪責についての次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、1から5の順に【No.8】から【No.12】)

1. 甲は、乙から、乙がA大学の入学試験を受けるに当たり、いわゆる替え玉になって受験してほしい旨依頼されてこれを引き受け、乙に成り済ましてA大学の入学試験を受け、乙名義で答案を作成して提出した。大学の入学試験の答案は、私文書偽造罪の客体になるが、甲は作成名義人乙に依頼されて乙名義で答案を作成したのであるから、甲には有印私文書偽造罪は成立しない。【No.8】
2. 甲は、運転免許証を持っていなかったが、身分証明書として利用しようと考え、某県公安委員会が発行した乙の運転免許証の写真を甲の写真に変えた。他人の運転免許証の写真を自己のものに変えることは、文書の本質的部分に変更を加えるものであるから、運転免許証の他の部分に変更を加えていなくても、甲には有印公文書偽造罪が成立する。【No.9】
3. 甲は、外国籍の女性乙に長期滞在資格を取得させるため婚姻を偽装しようと考え、甲を夫とし乙を妻として婚姻する旨の内容虚偽の婚姻届を作成し、情を知らない市役所の係員に提出した。同係員は、同婚姻届を受理し、甲の戸籍の原本として用いられる電磁的記録に甲と乙が婚姻した旨の記録をし、これを同市役所の事務処理に用いられる状態においた。甲は、公務員に対し虚偽の申立てをして、権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせ、原本としての用に供したのであるから、甲には電磁的公正証書原本不実記録罪、同供用罪が成立する。【No.10】
4. 医師である甲は、乙に依頼され、同人が保険会社に提出する診断書に、同人が肺結核に罹患した事実はないのに、同人が肺結核に罹患している旨記載した。医師である甲が、保険会社に提出する診断書に虚偽の記載をしたのであるから、甲には虚偽診断書作成罪が成立する。【No.11】
5. 甲は、乙に100万円を貸したが、乙が甲に借用証を渡さなかったので、乙が返済しなかった場合に証拠として使おうと考え、乙に無断で乙の氏名を記載し、乙名義の100万円の借用証を作成した。文書の内容が真実であるから、甲には有印私文書偽造罪は成立しない。【No.12】

【第9問】(配点：2)

次の【事例】について、学生A及びBが後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から③までの()内に入る学生Aの発言として正しいものを後記【発言】から選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、【No.13】)

【事例】

甲は、乙を殺害しようと考えたが、しらふでは殺害行為に及ぶ勇気がなかったので、多量の飲酒により自己を心神喪失状態に陥れて隣室で就寝中の乙を刺殺しようと考え、手元に包丁を用意して飲酒を開始し、計画どおり自己が飲酒のため心神喪失になった状態で乙の胸部を包丁で突き刺して殺害した。

【会話】

- A. 甲の行為は、自己の責任能力のない状態を道具として利用する一種の間接正犯であって、自己を心神喪失状態に陥れる飲酒行為が殺人の実行行為であり、したがって、飲酒行為時に責任能力が認められる以上、甲には殺人罪が成立すると思う。
- B. ただ、君のように考えると、仮に、甲が自己の心神耗弱状態を利用して乙を殺害する意思で殊更その状態に陥り、計画どおり乙を殺害した場合には、刑を減輕せざるを得ず、本件のように心神喪失状態で殺害した場合には完全な刑事責任が認められることとの不均衡が生じないだろうか。

A. (①)

B. 君の考えでは、甲が酔いつぶれて眠り込んでしまった場合にも殺人未遂罪が成立してしまうことになるが、それでは処罰範囲が広がりすぎるのではないか。

A. (②)

B. 責任能力は責任の要件ではあっても責任非難それ自体ではないのだから、実行行為を心神喪失時の行為と解しつつ、それより前の責任能力のあったときの意思態度について非難可能性が認められれば、行為全体について完全な責任を負わせても一向に構わないと思う。

A. (③)

【発言】

ア. 責任能力は単に意思決定能力にすぎないものではなく、行動制御能力でもあるのだから、責任能力は、やはり実行行為に対する同時的コントロールの問題と解すべきであって、実行行為時に存在すべきものではないのか。

イ. 本事例のような故意の作為犯についてはそう思えるかもしれないが、過失犯や不作為犯のように、実行行為の定型性が弱い場合には、飲酒行為に構成要件該当性を認めても問題はないと思う。それよりも、君のように実行行為の時点で心神喪失状態に陥っていても、甲に完全な刑事責任を負わせることの方が問題ではないか。

ウ. 私の立場からは、あたかも身分のない故意ある道具の利用の場合と規範的意味において同じように考え、心神耗弱状態を利用した場合にも原因において自由な行為の理論を認めることができると思う。

1. ①ア ②イ ③ウ 2. ①ウ ②ア ③イ 3. ①ア ②ウ ③イ
4. ①ウ ②イ ③ア 5. ①イ ②ア ③ウ

【第10問】(配点：3)

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.14])

ア. 甲は、乙所有の自動車に放火してこれを焼損し、公共の危険を発生させた。甲には同自動車を焼損する意思しかなく、付近の建造物に延焼させる意思はなかったが、乙が住居として使用する乙所有の木造家屋に火が燃え移って同家屋が全焼した。この場合、甲には延焼罪が成立する。

イ. 甲は、乙が住居として使用する乙所有の木造家屋に延焼させる意思で、同家屋に隣接し、だれも住居として使用せず、だれも現在しない丙所有の家屋に放火してこれを全焼させたが、上記乙所有の家屋には燃え移らなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪が成立する。

ウ. 甲は、甲がその家族と共に住居として使用する甲所有の木造家屋に放火して半焼させたが、隣家に燃え移る危険は発生しなかった。この場合、甲には現住建造物等放火罪が成立する。

エ. 甲は、乙所有の自動車に放火してこれを焼損させたが、公共の危険は発生しなかった。この場合、甲には建造物等以外放火罪が成立する。

オ. 甲は、多数人が住居として使用する乙所有の集合住宅一棟を全焼させる意思で、同住宅のうち、だれも現在しない空き部屋に放火した。他の住居部分に燃え移る可能性はあったが、甲が放火した空き部屋の床及び天井の大部分が燃焼した時点で消火されたため、他の住居部分は燃焼しなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪が成立するにとどまる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第11問】（配点：3）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、（ ）内の犯罪が既遂になる場合は1を、未遂にとどまる場合は2を、既遂にも未遂にもならない場合は3を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.15】から【No.19】）

ア. 甲は、所持金を全く有しておらず、タクシー料金を支払うつもりはないのに、乙運転のタクシーに乗車したが、乙は、目的地に向けてしばらく走行するうちに、甲の不審な挙動から無賃乗車ではないかと疑い、甲を降車させたため、甲は目的地に到着できなかった。（詐欺罪）【No.15】

イ. 甲は、所持金を全く有していなかったが、窃取した他人名義のクレジットカードを持っていたので、代金を支払わずに同カードを使用して飲食店で食事をしようと考え、乙の経営する食堂に入り、飲食物を注文しこれを飲食した後、代金を請求した乙に対し、同カードを手渡したが、既に同カードの名義人から紛失届が出ていたため、同カードを使うことができなかった。（詐欺罪）【No.16】

ウ. 甲は、深夜、コンビニエンスストアでおにぎりを万引きして店外に出たところ、これに気付いた店員乙に呼び止められたので、逮捕を免れるため、路上に落ちていた角材で乙を殴るなど同人の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えたが、たまたま通り掛かった通行人に押し寄せられ、逮捕を免れることができなかった。（事後強盗罪）【No.17】

エ. 甲は、乙が万引きするのを目撃したことを奇貨として、乙から現金を脅し取ろうと考え、乙にあてて、「万引きをしたのを警察に知られなくなかったら、30万円持ってこい。」などと記載した文書を郵送したところ、乙は同文書を受け取ったが、封を開ける前に誤って捨ててしまったため、甲は現金を手に入れることができなかった。（恐喝罪）【No.18】

オ. 甲は、乙を自宅に招いて毒入りの菓子を食べさせて毒殺しようと考え、菓子に致死量の毒薬を混入し、乙に自宅に招待する旨の電話をしたが、乙が多忙を理由にこれを断ったため、乙を殺害することができなかった。（殺人罪）【No.19】

【第12問】（配点：2）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責を検討した場合、危険運転致死罪が成立するものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.20】）

ア. 甲は、自動車の運転免許を取得したことも運転経験もなく、ハンドル、ブレーキ等の運転装置を操作する初歩的な技能もなかったのに自動車を走行させたため、自車を対向車線に進入させ、対向車に衝突させて同車の運転者を死亡させた。

イ. 甲は、自動車を運転中に交通違反を犯し、パトカーに追跡されて逃走中、赤色信号に気付かずに交差点に進入したため、青色信号に従って左方道路から同交差点に進入してきた自動二輪車に自車を衝突させ、同二輪車の運転者を死亡させた。

ウ. 甲は、自動車を運転中、携帯電話でメールを送信する操作に気をとられ、自車が対向車線に進入しているのに気付かずに進行したため、自車を対向車に衝突させて同車の運転者を死亡させた。

エ. 甲は、覚せい剤を使用した後、自動車の運転を開始したが、運転中、覚せい剤の影響により正常な運転が困難な状態になったのに、それを認識しながらあえて運転を続けたため、自車を電柱に激突させ、同乗者を死亡させた。

オ. 甲は、自動車を運転中、長距離運転の過労から眠気を覚えたにもかかわらず、その状態のままあえて運転を続けたため、運転中に眠り込んでしまい、自車を進路左前方の歩道に進入させ、歩道上の歩行者に衝突させて同人を死亡させた。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第13問】（配点：3）

学生A、Bは、不能犯の成否の判断基準に関する次のⅠ、Ⅱの【見解】のいずれかを採って後記【事例】について後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑦までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、後記1から5までのうち誤りを含むものはどれか。（解答欄は、【No.21】）

【見 解】

- I. 行為当時に一般人が認識し得た事情を基礎とし、一般人を基準に結果発生 of 具体的危険性があるか否かの判断による。
- Ⅱ. 行為当時に存在したすべての客観的事情を基礎とし、結果発生 of 具体的危険性があるか否かの判断による。

【事 例】

甲は、健康な乙を毒殺するため、薬品棚から取り出した毒薬のラベルが付いた容器に入った粉を毒薬と認識してその水溶液を乙に多量に注射したが、同粉は、ラベルに表示された毒薬ではなくブドウ糖であったため乙は死亡しなかった。

【会 話】

- A. 私は、甲の罪責については、①（a. 毒薬・b. ブドウ糖）の水溶液を注射する行為が危険であるかどうかを判断し、甲には殺人未遂罪が成立②（c. する・d. しない）と考える。
- B. しかし、A君の見解だと、特定の食物の摂取によりショック死しかねないアレルギー体質を有する乙を、そのことを知った甲が、当該食物を乙に食べさせて殺害しようとした事案で、一般人が乙の体質を認識し得なかった場合には、③（e. 行為当時に存在した全事情を基礎として・f. 行為当時に一般人が認識し得た事情を基礎として）判断することになるから、未遂犯が成立しないこととなり、常識に反する。
- A. そのような場合、私の立場でも、④（g. 行為時に行為者が特に認識していた事情・h. 事後的に明らかになった全事情）を考慮すべきと考えるので、B君の言う事案でも未遂犯の成立を認めることができる。

それよりも、B君の立場を理論的に徹底すれば、結果が不発生に終わった事案は、ほとんど常に⑤（i. 不能犯・j. 未遂犯）となってしまうのではないか。

- B. いや、私の立場であっても、事後的・科学的見地から、実際に存在した事実のほかにもどのような事実があれば結果が発生し得たかを検討し、そのような事実が行為時に存在し得る可能性の程度を危険判断に取り込むべきと考える。したがって、前記【事例】でも、単に、⑥（k. ブドウ糖・l. 毒薬）を健康な乙に注射することの危険性を判断するのではなく、毒薬のラベルの付いた容器内にブドウ糖が入っていた原因・経緯なども考慮すべきだ。例えば、その原因・経緯が極めてまれで異常だったという事情は、不能犯を⑦（m. 肯定・n. 否定）する方向に働くと考える。

- 1. ① a, ② c
- 2. ③ f
- 3. ④ g, ⑤ i
- 4. ⑥ k
- 5. ⑦ m

〔第14問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.22〕）

1. 甲は、丁寧に手入れがなされていたVの長髪を、同人が寝ている間に無断で切って短くした。甲には傷害罪が成立する。
2. 甲が、Vを多数回にわたって手拳で殴打したり足蹴にしたりする暴行を加え、その場を立ち去った直後、偶然通り掛かった乙が、倒れているVに対し、更に手拳で殴打したり足蹴にしたりする暴行を加えた。これらの暴行による傷害によってVは死亡したが、その死因となった傷害が、甲乙いずれの暴行によって生じたものであるか判明しなかった。この場合、甲乙それぞれに傷害罪が成立するにとどまる。
3. 甲は、傷害を負わせる意思なくVの顔面を手拳で殴打したが、甲の意に反して当該殴打によってVが傷害を負った場合、甲には傷害罪は成立しない。
4. 甲は、Vに精神的ストレスを与えて精神に障害を生じさせようと考え、1か月間にわたり、1時間おきにVに無言電話をかけ続けた。Vに何ら精神の障害が生じなかった場合、甲には暴行罪が成立する。
5. 甲は、Vに下痢の症状を起こさせようと考え、腐敗した食品を食べさせたところ、Vは、これによって下痢の症状を起こしたが、数時間安静にするうちに完治した。甲には傷害罪が成立する。

〔第15問〕（配点：3）

身分犯の共犯に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

1. 刑法第65条第1項は、真正身分犯の成立及び科刑について規定し、同条第2項は、不真正身分犯の成立及び科刑について規定していると解する見解に立ちつつ、常習賭博罪における常習性も身分に含まれると解すると、賭博の非常習者甲が賭博の常習者乙を教唆して賭博をさせた場合、乙には常習賭博罪が成立し、甲には同罪の教唆犯が成立する。
2. 刑法第65条について前記1と同様の見解に立ちつつ、事後強盗罪は「窃盗」という身分を有する者だけが法益を侵害し得る身分犯であって、他の犯罪の加重類型ではないと解すると、窃盗犯人甲が、逃走中、追跡してきた被害者乙に対し、逮捕を免れるため、乙の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えた際、その事情を知った丙が、甲の暴行行為を幫助した場合、丙が窃盗行為に全く関与していなかったとしても、丙には事後強盗罪の幫助犯が成立し、その刑が科される。
3. 刑法第65条について前記1と同様の見解に立ちつつ、目的犯における目的も身分に含まれると解すると、営利の目的を有する甲が、成人乙を買い受けるに際し、かかる目的を有しない丙がこれを幫助した場合、甲には営利人身買い受け罪が成立し、丙には人身買い受け罪の幫助犯が成立する。
4. 刑法第65条第1項は、真正身分犯及び不真正身分犯を通じて共犯の成立について規定し、同条第2項は不真正身分犯の科刑について規定していると解する見解によれば、財物の非占有者甲が、財物を業務上占有する乙を教唆して当該財物を横領させた場合、甲には業務上横領罪の教唆犯が成立し、単純横領罪の刑が科せられる。
5. 刑法第65条第2項の「身分のない者には通常の刑を科する」の意義について、身分に応じて、加重又は減輕された身分犯が成立すると解する見解によれば、未成年者乙の保護責任者である実母の甲が、保護責任者でない甲の内縁の夫丙を教唆して乙を山中に遺棄させた場合、甲には保護責任者遺棄罪の教唆犯が成立し、丙には単純遺棄罪が成立する。

【第16問】（配点：3）

次の【見解】に従って、後記1から5までの各記述を検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.24】）

【見 解】

- A. 器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害する一切の行為をいう。信書隠匿罪は、物の「損壊」のうち、信書の「隠匿」を軽く処罰する規定である。信書を「隠匿」した場合には、信書隠匿罪が成立する。
- B. 器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害する一切の行為をいう。信書隠匿罪は、信書の「損壊」を軽く処罰する規定である。信書を「損壊」した場合には、信書隠匿罪が成立する。
- C. 器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害する行為のうち、物の全部又は一部を物理的に破壊するものをいう。信書隠匿罪は、信書の「隠匿」を処罰する規定である。信書を「隠匿」した場合には、信書隠匿罪が成立する。
1. Aの見解によれば、他人の信書を隠した場合には、信書隠匿罪が成立する。
 2. Bの見解によれば、他人の信書を隠した場合には、器物損壊罪が成立する。
 3. Bの見解によれば、他人の信書を破った場合には、信書隠匿罪が成立する。
 4. Cの見解によれば、他人の信書を破った場合には、器物損壊罪が成立する。
 5. Cの見解によれば、他人の宝石を隠した場合には、器物損壊罪は成立しない。

【第17問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.25】）

1. 甲は、乙を教唆して丙所有の骨董品を盗むことを決意させ、乙にこれを実行させた後、同人が丙から盗んだ骨董品を買い受けた。甲には、窃盗教唆罪及び盗品等有償譲受け罪が成立し、両罪は併合罪となる。
2. 甲は、脇見しながら自動車を運転したため、自車前方で信号待ちのため停車していた乙運転の自動車に気付くのが遅れ、同車に自車を追突させ、その衝撃で乙運転の自動車を前方に押し出し、同車の前方に停車中の丙運転の自動車に追突させ、これにより乙が死亡し、丙は傷害を負った。甲には、乙に対する自動車運転過失致死罪及び丙に対する自動車運転過失傷害罪が成立し、両罪は併合罪となる。
3. 甲は、乙を殺害する目的で、乙の住居に侵入し、同住居内で乙を殺害した。甲には、住居侵入罪及び殺人罪が成立し、両罪は併合罪となる。
4. 甲は、自宅で乙を殺害し、その死体を遠方の山林に埋めた。甲には、殺人罪及び死体遺棄罪が成立し、両罪は牽連犯となる。
5. 甲は、乙から同人名義のクレジットカードを窃取し、Aデパートにおいて、店員に対し、乙に成り済まして同クレジットカードを呈示して商品の購入方を申し込んだが、同店員に盗難カードであることを見破られたため、商品を手に入れることができなかった。甲には、窃盗罪及び詐欺未遂罪が成立し、両罪は牽連犯となる。

【第18問】（配点：3）

横領罪（刑法第252条第1項）に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.26]）

- ア. 甲が、乙から賃借している同人所有の骨董品について、その売却代金を自己の借金の返済に充てるつもりで乙に無断で丙にその買取りを求めた場合、甲の行為は不法領得の意思が外部的に発現したといえるから、丙が買受けの意思表示をしなくても甲には横領罪が成立する。
- イ. 甲が、自己が所有し、登記簿上も自己が所有権者となっている土地を乙に売却し、その売買代金の受領を終え、当該土地の所有権が乙に移転した後、乙がその移転登記を完了する前に、甲が、事情を知った丙に当該土地を売却し、丙がその移転登記を完了した場合には、丙が当該土地の所有権の取得を乙に対抗できるか否かにかかわらず、甲には横領罪が成立する。
- ウ. 甲は、19歳の乙と同人所有の絵画の売買契約を締結し当該絵画の引渡しを受けたが、乙が親権者の同意がないことを理由に同契約を取り消した。甲はこれを知りながら、乙に無断で当該絵画を丙に売却して丙に引き渡した場合、甲乙間の売買契約が初めから無効であったものとみなされるため、甲と乙の間に委託信任関係は存在しないこととなるから、甲には横領罪は成立しない。
- エ. 甲が、不在中の自宅に誤って配達された他人あての贈答品の高級食材を食べてしまった場合、甲の当該食材に対する占有は委託信任関係に基づくものではないので、甲には横領罪は成立しない。
- オ. 甲が、自己が所有し、登記簿上も自己が所有権者となっている土地を乙に売却し、その売買代金の受領を終え、当該土地の所有権が乙に移転した後、乙がその移転登記を完了する前に、甲が、当該土地に自己を債務者とし丙を抵当権者とする抵当権を設定し、その設定登記を完了したとしても、抵当権が実行されない限り当該土地に関する乙の所有権は影響を受けないから、甲には横領罪は成立しない。

- 1. ア イ オ
- 2. ア ウ
- 3. イ ウ エ
- 4. イ エ オ
- 5. ウ オ

【第19問】（配点：3）

次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.27]）

- 1. 禁錮以上の刑に処せられてその執行を猶予され、猶予の期間中保護観察に付された者が、同期間中に罪を犯し、1年以下の懲役刑の言渡しを受ける場合には、情状に特に酌量すべきものがあるときに限り、その刑の執行を猶予することができる。
- 2. 刑の執行猶予の言渡しを受けた者が、猶予の期間内に更に罪を犯し、100万円の罰金に処せられたときは、同期間が経過するまでは刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。
- 3. 牽連犯について有期の懲役又は禁錮に処するとき、その刑は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。
- 4. 懲役に処せられた者がその執行を終わった日から5年以内に更に罪を犯し、その者を有期懲役に処するとき、その刑は、その罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。
- 5. 心神耗弱者の行為は、情状により、その刑を減輕することができる。

【第20問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.28]）

1. 甲は、盗んだ銀行キャッシュカードを現金自動預払機に挿入して現金を払い戻し、これを手に入れた。この場合、甲は人を欺いていないから、甲に詐欺罪は成立しないが、人の事務処理に使用する電子計算機に不正な指令を与えて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、財産上の利益を得たといえるから、甲に電子計算機使用詐欺罪が成立する。
2. 甲は、乙所有の土地を甲が乙から買い受けた事実がないのに、登記申請に必要な書類を偽造して登記官に提出し、当該土地につき乙から甲への所有権移転登記をさせた。この場合、不動産の占有が甲に移ったといえるから、甲に詐欺罪が成立する。
3. 甲は、架空人である乙名義でX銀行Y支店に預金口座を開設しようとして、乙に成り済まして預金口座を開設し、乙名義の預金通帳の交付を受けた。この場合、預金通帳は口座開設に伴って発行される証書にすぎないので、甲に詐欺罪は成立しない。
4. 甲は、架空人である丙名義で預金口座を開設した上、乙に対し、「あなたの息子が交通事故を起こし、直ちに示談のお金が必要である。」とうそを言って、自ら通帳・印鑑を所持する上記口座に乙をして現金を振り込ませた。この場合、甲は、いまだ他人名義の口座に振込みを受けたにすぎないので、甲には詐欺未遂罪が成立するにとどまる。
5. 甲は、生活費に窮したため、返済する意思がないのに、知人の乙に、「故郷にいる自分の父親が亡くなった。故郷に帰るお金がないので貸してほしい。」旨のうそを言って金員の借入れを申し込んだところ、乙は、そのうそを見破り、甲に返済の意思がないことを察したが、憐憫の情から、甲に現金を手渡した。この場合、乙は錯誤に陥っていないので、甲には詐欺未遂罪が成立するにとどまる。

【第21問】（配点：3）

次のアからキまでの各事項のうち、法定刑によって法律上当然にその結論が異なることにはならないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.29]）

- ア. 被疑者の国選弁護人選任請求権の有無
 - イ. 検察官による起訴猶予の可否
 - ウ. 簡易裁判所が専属的に管轄権を有する事件であるか否か
 - エ. 必要的弁護事件であるか否か
 - オ. 保釈保証金の没取決定の可否
 - カ. 公判前整理手続に付する決定の可否
 - キ. 第一審の公判期日における被告人の出頭義務の有無
1. ア エ キ 2. ア オ カ 3. イ ウ キ 4. イ オ カ 5. ウ エ カ

【第22問】（配点：3）

任意捜査と強制捜査の区別に関する次の【記述】の①から⑬までの（ ）内には、「任意」又は「強制」のいずれかの語句が入る。②，④，⑦及び⑩の（ ）内に入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

【記述】

刑事訴訟法は、何が強制捜査であるのかについての定義を示していないため、その定義をめぐって学説は分かれており、まず、被疑者の逮捕、搜索差押えのような物理的な実力の行使を伴う捜査が（①）捜査の典型であるとされてきたことから、物理的な実力の行使を伴う場合に限るとする説と、それに加えて人に義務を負わせるものも含むとする説とが対立し、後説が従来の通説であった。そして、いかなる場合が人に義務を負わせるものに当たるかの判断基準については、間接強制を伴う場合に限るという考え方と、義務の履行を強制する手段の有無を問わないという考え方に分かれていた。前者の考え方によると、同法第197条第2項の公務所に対する照会は、（②）捜査、同法第226条の第一回公判期日前の証人尋問は、（③）捜査ということになる。ところが、科学技術の発達が犯罪捜査に応用されるようになると、例えば、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行うといった対象者に対する物理的な実力行使や義務付けを伴わない捜査手法が現れてきた。前記各説によると、こうした捜査手法は（④）捜査であることになるが、この結論には大きな疑問がある。また、逆に、例えば、相手方を呼び止めるため、腕に軽く手を掛ける行為のように、物理的な実力が用いられたからといって直ちに（⑤）捜査だとすることが適切か疑わしい場合もある。

その後、物理的な実力によると否とを問わず、個人の権利や法益を侵害するものはすべて（⑥）捜査であるという学説が現れた。この学説によると、街頭で公然と行動している人を写真に撮る捜査は、対象者に「みだりに容ぼうを撮影されない自由」が認められるので、（⑦）捜査に該当することになる。この学説が物理的な実力の行使あるいは人に義務を負わせるという判断基準から脱却しようとした点は正鵠を射ているが、刑事訴訟法の（⑧）捜査に関する要件や手続はかなり厳格であるので、およそ何らかの権利や利益が侵害されればすべて（⑨）捜査であるというのは妥当ではなく、やはり、そのような厳格な要件や手続によって保護する必要があるほど重要な権利や利益の制約を伴う場合に初めて（⑩）捜査であると考えべきであろう。こう考えれば、街頭で公然と行動している人を写真に撮る捜査と、住居内の普通では外から見えないような場所にいる人物を高性能の望遠レンズや赤外線フィルムを用いて密かに写真に撮る捜査が、同じ写真撮影でありながら制約される権利や利益の重要性に違いがあるとして、前者を（⑪）捜査、後者を（⑬）捜査とする結論を導くことが可能となり、この結論は常識にも合致する。そして、このように解したとしても、（⑬）捜査は、制約される権利や利益の重要性と当該捜査の必要性・緊急性を比較衡量し、相当と認められる限度でのみ許容されるのであるから、権利や利益の保護に欠けるわけではないのである。

1. ②強制 ④任意 ⑦任意 ⑩任意
2. ②任意 ④任意 ⑦強制 ⑩強制
3. ②強制 ④強制 ⑦任意 ⑩強制
4. ②強制 ④強制 ⑦任意 ⑩任意
5. ②任意 ④任意 ⑦強制 ⑩任意
6. ②任意 ④強制 ⑦強制 ⑩強制

【第23問】（配点：2）

告訴の効力に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

ア. Vは、自己の所有する自転車が損壊されたとして、甲を器物損壊の罪で告訴した。捜査の結果、真犯人は乙であり、甲は事件と無関係であることが判明した。この場合、Vの告訴の効力は乙に対して及ぶ。

イ. V1は、月刊誌に自己の名誉を毀損する記事が掲載されたとして、同月刊誌の編集責任者甲を名誉毀損の罪で告訴した。捜査の結果、甲に、前記記事によるV1及びその愛人V2に対する名誉毀損の事実が認められた場合、V1の告訴の効力は、甲のV2に対する名誉毀損の事実にも及ぶ。

ウ. Vは、甲から住居侵入及びこれと科刑上一罪の関係にある強制わいせつの被害を受けたが、甲を住居侵入の罪に限定して告訴した。この場合、Vの告訴の効力は、強制わいせつの事実には及ばない。

エ. Vは、自宅から自己の所有する宝石が盗まれたとして、親族でない甲を窃盗の罪で告訴した。捜査の結果、甲がVの別居中の弟乙とともに窃盗に及んだことが判明した場合、Vの告訴の効力は、乙に対しても及ぶ。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ

【第24問】（配点：3）

緊急逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、死体遺棄罪（刑法第190条）の法定刑は、3年以下の懲役である。（解答欄は、[No.32]）

ア. 強盗殺人罪の被疑者が警察署に自ら出頭して自首した場合、被疑者を警察署内に待たせておいてその間に通常逮捕のための逮捕状を求めることができるので、緊急逮捕が許されることはない。

イ. 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「十分な理由」とは、通常逮捕の場合における「相当な理由」よりは一層高度な嫌疑をいい、具体的には、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑があることをいう。

ウ. 死体遺棄罪の幫助は、「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」に該当しないので、これによる緊急逮捕は許されない。

エ. 緊急逮捕状を発するには、逮捕後直ちに裁判官の逮捕状を求める手続がなされたことのほか、逮捕時における緊急逮捕の要件及び逮捕状発付時における通常逮捕の要件の双方を満たしていることが必要である。

オ. 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「十分な理由」があるか否かの判断においては、逮捕後に生じた状況を資料とすることは許されない。

1. ア イ 2. イ ウ 3. ウ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第25問】（配点：2）

勾留の要件に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.33]）

1. 被疑者が、住民票記載の住所について、所有権、賃借権などのそこに居住する正当な権原を有している場合には、現実どこで起臥寝食しているかにかかわらず、住民票記載の住所が「定まつた住居」に当たる。
2. 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」といえるためには、被疑者において主観的に証拠を隠滅しようという意図があれば足り、証拠隠滅行為がなされた場合に、罪証隠滅の効果が生じ得るものであることは必要ではない。
3. 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」における罪証隠滅行為とは、必ずしも被疑者が自らこれを実行する場合に限られるものではなく、被疑者が第三者に命じたり、指示したりして、その第三者に罪証隠滅行為をさせる場合も含まれる。
4. 相当年数同じ会社に勤務している被疑者と、日雇として短期間で勤務先を転々と変えている被疑者を比較した場合、「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」の判断に差異は生じない。
5. 罪責が重大であることは、「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」を肯定する方向に働く事情であるが、被疑者に同種前科があることを「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」を肯定する方向に考慮することは許されない。

【第26問】（配点：2）

勾留理由開示に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.34]）

1. 被告人の勾留については、勾留の理由の開示を請求することはできない。
2. 勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。
3. 勾留の理由の開示は、勾留の基礎となっている犯罪事実と、勾留されている者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由を告げれば足りる。
4. 被疑者は、勾留の理由を開示する期日において、勾留の理由についての意見を述べることはできない。
5. 勾留の執行停止により釈放されている被疑者であっても、勾留の理由の開示を請求することができる。

【第27問】（配点：3）

身体検査、搜索等に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は，[No.35]）

- ア. 身体検査令状により身体検査をすることができる対象は、被疑者に限られており、被疑者以外の者の身体検査をすることはできない。
- イ. 身体拘束を受けている被疑者の指紋又は足型を採取するには、被疑者を裸にしない場合であっても、身体検査令状によらなければならない。
- ウ. 身体検査令状により女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち合わせなければならない。
- エ. 強制採尿のための搜索差押令状には、強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。
- オ. 身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、強制採尿のための搜索差押令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる。

1. ア イ ウ 2. ア イ エ 3. ア ウ エ 4. イ ウ エ 5. イ ウ オ
6. ウ エ オ

〔第28問〕（配点：2）

公訴の提起前における押収及び捜索に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

- ア. 被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。
イ. 甲の自宅における捜索差押許可状の執行中は、甲の同居の親族に対しても、許可を得ないで甲の自宅に出入りすることを禁止することができる。
ウ. 捜索差押許可状には、犯罪事実の要旨を記載しなければならない。
エ. 殺人事件の犯人が公道上の犯行現場に遺留した凶器を押収するには、差押許可状が必要である。
オ. 捜査機関に対し、証拠物を任意に提出することができる者は、当該証拠物の所有者に限られる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第29問〕（配点：2）

第一回の公判期日前に行われる証人尋問に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.37]）

1. 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
2. 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる被疑者以外の者が、取調べに対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
3. 取調べに際して任意の供述をした被疑者以外の者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
4. 第一回の公判期日前に行われる証人尋問により作成された証人尋問調書は、刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」に該当する。
5. 裁判官は、検察官の請求による第一回の公判期日前の証人尋問を行う際、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち合わせなければならない。

【第30問】（配点：3）

弁護に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.38]）

ア. 被告人に氏名を記載することができない合理的な理由がないのに、被告人の署名のない弁護人選任届によってした弁護人の選任は無効である。

イ. 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてその効力を有しないので、公訴の提起後、改めて弁護人の選任をしなければならない。

ウ. 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

エ. 必要的弁護事件において、弁護人が出頭しないときは、職権で弁護人を付することができるものの、弁護人が出頭しないおそれがあるにとどまるときは、職権で弁護人を付することはできない。

オ. 裁判官は、殺人被疑事件で在宅のまま取調べを受けている被疑者からの国選弁護人選任の請求があった場合、被疑者のため弁護人を付さなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ 6. エ オ

【第31問】（配点：2）

公訴の提起に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.39]）

1. 公訴の提起は、実務上、起訴状を提出して行うのが通例であるが、緊急やむを得ない場合には、口頭によることもできる。

2. 起訴状には、被告人の氏名を記載しなければならないので、被告人の氏名が判明しない場合には、公訴を提起することはできない。

3. 公訴の提起と同時に略式命令の請求をする場合であっても、起訴状一本主義の適用があるので、検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出すことはできない。

4. 起訴状の公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならず、罪名は、適用すべき罰条を示してこれを記載しなければならないところ、数個の訴因及び罰条は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

5. 告訴又は告発がなされた事件については、当該告訴又は告発が取り消されない限り、検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないと思料する場合を除き、公訴を提起しなければならない。

【第32問】（配点：3）

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述につき、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.40】から【No.44】）

- ア. 公判前整理手続においては、証拠調べの請求をさせるだけでなく、証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすることができる。【No.40】
- イ. 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、公判期日において証拠により証明しようとする事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。【No.41】
- ウ. 被告人は、事件が公判前整理手続に付されたときは、事件の争点及び証拠を整理するために公判前整理手続期日に出頭しなければならない、被告人が出頭しないときは、その手続を行うことができない。【No.42】
- エ. 検察官及び被告人又は弁護人は、公判前整理手続が終わった後には、やむを得ない事由によって当該公判前整理手続において請求することができなかった証拠のうち、情状に関するものに限って、その証拠調べを請求することができる。【No.43】
- オ. 公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、証拠調べのはじめに行われる検察官の冒頭陳述に引き続き、これを明らかにしなければならない。【No.44】

【第33問】（配点：3）

検察官は、ハンマーを凶器とする傷害被告事件の証拠として、犯行を目撃したWの検察官に対する供述調書及び犯行に使用されたとされるハンマーの証拠調べを請求した。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.45】）

- ア. ハンマーには伝聞法則は適用されないから、裁判所は、弁護人の意見を聴かずに、ハンマーを証拠として採用するか否かを決定することができる。
 - イ. Wの証人尋問が行われ、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段の規定により、Wの証言と相反する供述が録取されたWの検察官に対する供述調書の証拠調べが請求された場合、裁判所は、証拠能力の有無を判断するためであっても、その採用決定をする前に、同供述調書を見ることはできない。
 - ウ. Wの証人尋問が行われ、Wの証言と相反する供述が録取されたWの検察官に対する供述調書が刑事訴訟法第321条第1項第2号後段の規定により証拠として採用された場合であっても、Wの証言は証拠能力を有する。
 - エ. ハンマーの証拠調べの方法は、ハンマーを裁判所と訴訟関係人が認識できる状態にすることである。
 - オ. ハンマーがいまだ証拠として採用されていない段階でWの証人尋問が行われた場合、Wに対するハンマーを示しての尋問が許されることはない。
1. ア イ 2. イ オ 3. ウ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第34問】（配点：3）

次のアからエまでの【方法】は、検察官が、共犯者として併合審理を受けている甲及び乙の関係で、目撃者Wの検察官に対する供述調書の証拠調べを請求したのに対し、甲の弁護人はその供述調書を証拠とすることに同意したが、乙の弁護人はこれを不同意とした場合に考えられる審理の進め方である。後記【発言】は、学生AないしDが、【方法】のいずれかについて発言したものであるが、【発言】と【方法】を対応させた場合、その組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

【方法】

- ア. 弁論を分離し、甲、乙の審理を別個に進行させることとし、甲の審理で供述調書を採用決定して取り調べ、後日、乙の審理で証人Wを尋問する方法
- イ. 併合審理のまま、まず、甲の関係では、供述調書を採用決定して取り調べ、次に、乙の関係では、証人Wを尋問する方法
- ウ. 併合審理のまま、甲の関係では、供述調書の採用決定はするが、その証拠調べは、乙の関係での証人Wの尋問終了後に行う方法
- エ. 併合審理のまま、甲の関係では、供述調書の採用決定を留保した上で、甲及び乙の関係で証人Wを尋問し、その結果、証言内容が供述調書と同じ内容である場合には、甲の関係では、検察官に供述調書の証拠調べ請求の撤回を勧告するか、その請求を却下し、証言内容が供述調書と相反する内容である場合には、甲の関係では、刑事訴訟法第326条第1項により供述調書を採用決定して取り調べ、乙の関係では、同法第321条第1項第2号後段の適用の可否を検討する方法

【発言】

- 学生A. この方法は、裁判官が先に伝聞証拠で心証を形成してしまうのではないかと不安に配慮している上、何を証拠とするかについて当事者の意向を反映させることができるが、同一手続内における事実認定の合一的確定の要請に反するおそれがある。
- 学生B. この方法は、裁判官が先に伝聞証拠で心証を形成してしまうのではないかと不安が残るという問題に加え、同一手続内における事実認定の合一的確定の要請に反するおそれもあるが、何を証拠とするかについて当事者の意向を反映させることができる。
- 学生C. この方法は、同一手続内で二つの事実認定が不整合になるという問題は回避できるものの、引き続き同一の裁判官による審理がなされるという運用であれば、先に伝聞証拠で心証を形成してしまうのではないかと不安は解消されない。
- 学生D. この方法は、一方の被告人からみれば、供述調書の内容より証言の方が有利になるとは限らないという点に対する配慮が足りない。

- 1. 学生Aア 学生Bウ 学生Cイ 学生Dエ
- 2. 学生Aイ 学生Bエ 学生Cア 学生Dウ
- 3. 学生Aウ 学生Bイ 学生Cア 学生Dエ
- 4. 学生Aエ 学生Bア 学生Cウ 学生Dイ
- 5. 学生Aエ 学生Bウ 学生Cイ 学生Dア

【第35問】（配点：2）

証人尋問に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.47]）

1. 証人には、自己の直接体験した事実だけでなく、その体験した事実により推測した事項を供述させることができる。
2. 証人尋問は公開の法廷で行わなければならないので、裁判所は、公判期日外において、裁判所外で証人を尋問することはできない。
3. 6歳の幼児は、その年齢だけによって、体験した事実を認識、記憶し、かつ、その事実を表現する能力に欠けているといえるので、証人としてこれを尋問することはできない。
4. 検察官は、あらかじめ供述調書の証拠調べを請求しておかなければ、その供述者の証人尋問を請求することはできない。
5. 宣誓した証人は、自己が刑事訴追を受けるおそれのある証言を拒むことはできないものの、その証言した内容が自己の刑事裁判で証拠とされることはない。

【第36問】（配点：2）

証人の保護に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、記述中の証人への付添いは刑事訴訟法第157条の2、証人の遮へいは同法第157条の3、ビデオリンク方式による証人尋問は同法第157条の4に、それぞれ規定されているものをいう。（解答欄は，[No.48]）

- ア. 証人への付添いは、証人の精神的負担の軽減を目的とするものであるので、被害者が証人である場合に限定されている。
- イ. 証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。
- ウ. 証人の遮へいについては、被告人と証人との間で遮へい措置を採ることはできるが、裁判の公開という憲法上の要請があるので、傍聴人と証人との間で遮へい措置を採ることはできない。
- エ. ビデオリンク方式による証人尋問の対象は、強姦罪等の性犯罪の被害者に限定されているので、暴力団員による恐喝事件の被害者は対象とならない。
- オ. 被告人から証人の状態を認識することができないようにするための遮へい措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

1. ア ウ 2. イ エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第37問】（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、常習一罪などの実体法上一罪の関係にある数個の可罰的行為についての勾留の効力に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記【事例】における権利保釈の除外事由に関する判断について述べた後記アからカまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.49]）

【見 解】

- Ⅰ. 一罪の一部を構成する可罰的行為についての勾留の効力は、起訴の有無にかかわらず、当然に他の部分に及ぶ。
- Ⅱ. 一罪の一部を構成する可罰的行為についての勾留の効力は、起訴の有無にかかわらず、他の部分に及ばない。

【事 例】

甲は、平成〇〇年3月10日（a事件）に甲が経理係長として勤務する株式会社V所有の現金100万円を横領したという業務上横領事件で、同年5月1日、逮捕され、引き続き勾留された上、勾留中のまま起訴された。甲には、同年3月12日（b事件）と同年4月15日（c事件）に、同様に株式会社V所有の現金各200万円を横領したという業務上横領の余罪があり、これらの事件はいまだ起訴されていない。

a事件の第一回公判期日前である同年6月1日、甲の弁護人から、保釈請求がなされた。

なお、a事件とb事件は包括一罪の関係にあり、これらとc事件は併合罪の関係にある。

【記 述】

ア. Ⅰの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなくても、b事件に関して、それがあつた場合には、権利保釈は認められない。

イ. Ⅰの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなくても、c事件に関して、それがあつた場合には、権利保釈は認められない。

ウ. Ⅰの考え方に立ったとき、甲が常習としてa事件を犯したものであるか否かを判断するために、c事件の存在を考慮することは許されない。

エ. Ⅱの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなければ、b事件に関して、それがあつた場合であっても、この点を理由として権利保釈が否定されることはない。

オ. Ⅱの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなければ、c事件に関して、それがあつた場合であっても、この点を理由として権利保釈が否定されることはない。

カ. Ⅱの考え方に立ったとき、甲が常習としてa事件を犯したものであるか否かを判断するために、b事件の存在を考慮することは許されない。

1. ア ウ カ 2. ア エ オ 3. ア オ カ 4. イ エ オ 5. ウ エ カ

【第38問】（配点：2）

刑事訴訟法第326条第1項の「同意」に関する次のアからエまでの各記述につき、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.50】から【No.53】）

- ア. 弁護人は、独立して訴訟行為をすることができるので、被告人の明示の意思に反しても、書面又は供述を証拠とすることに同意することができる。【No.50】
- イ. 書面又は供述が意味内容において分割可能な場合には、その一部を同意し、その他の部分を不同意とすることができる。【No.51】
- ウ. 書面又は供述を証拠とすることの同意は、第一審の判決が宣告されるまでは、いつでも撤回することができる。【No.52】
- エ. 第一審において、書面又は供述を証拠とすることに同意した場合、その効果は、第一審にし及ばないので、控訴審では、その書面又は供述を不同意とすることができる。【No.53】

【第39問】（配点：3）

被告人の死亡を理由とする公訴棄却決定が確定した場合であっても、新たに発見された証拠によって、その公訴棄却決定が被告人作出の内容虚偽の証拠に基づくものであったことが明白となったときは、再起訴を妨げるものではないとの結論を採る場合、次の1から5までの各記述のうち、この結論の論拠となり得ないものはどれか。（解答欄は、【No.54】）

- 1. 刑事訴訟法が公訴棄却事由として定める「被告人が死亡したとき」とは、被告人の死亡ではなく、被告人の死亡の証拠がある場合の意味である。
- 2. 被告人の死亡による公訴棄却決定は、非終局的な決定であるため、確定裁判の効力が生じない。
- 3. 再起訴禁止による利益を受けるためには、被告人にその利益を要求できる資格が必要であると解すべきである。
- 4. 被告人の死亡による公訴棄却決定は、訴訟続行が無意味となるため訴訟を打ち切る点において、心神喪失を理由とする公判手続の停止と同性質のものである。
- 5. 再起訴禁止の効力が及ばなくなる事情の変更とは、新証拠の発見ではなく、被告人の死亡という事実自体の変化でなければならない。

【第40問】（配点：2）

再審事由を定める刑事訴訟法第435条第6号は、「明らかな証拠をあらたに発見したとき」と規定して、いわゆる証拠の明白性と新規性の要件を定めているが、証拠の明白性に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例に照らして、正しいものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。（解答欄は、【No.55】）

- ア. 「明らかな証拠」とは、有罪等の確定判決を覆し無罪等の事実認定に到達する高度の蓋然性のある証拠を意味する。
 - イ. 「明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠を意味する。
 - ウ. 証拠の明白性は、申立てに係る証拠のみを単独に評価する孤立的な方法によって判断すべきである。
 - エ. 証拠の明白性は、もし申立てに係る証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきである。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ